

砥 部 町 議 会
平 成 30 年 第 3 回 定 例 会
会 議 録

平成 30 年第 3 回砥部町議会定例会（第 1 日） 会議録

招 集 年 月 日	平成 30 年 9 月 6 日		
招 集 場 所	砥部町議会議事堂		
開 会	平成 30 年 9 月 6 日 午前 9 時 30 分 議長宣告		
出 席 議 員	1 番 柿本 正 4 番 東 勝一 7 番 森永茂男 10 番 西岡利昌 13 番 井上洋一 16 番 三谷喜好	2 番 佐々木公博 5 番 菊池伸二 8 番 松崎浩司 11 番 政岡洋三郎 14 番 中島博志	3 番 原田公夫 6 番 佐々木隆雄 9 番 大平弘子 12 番 山口元之 15 番 平岡文男
欠 席 議 員	なし		
地方自治法 第 121 条第 1 項の規定に より説明の ため会議に 出席した者 の職氏名	町 長 佐川秀紀 教育長 武智省三 企画財政課長 大江章吾 戸籍税務課長 富岡 修 介護福祉課長 門田伸介 建設課長 白形敏明 生活環境課長 田中克典 会計管理者 門田 巧 学校教育課長 門田敬三	副町長 上田文雄 総務課長 相原清志 地域振興課長 岡田洋志 保険健康課長 松下寛志 子育て支援課長 田邊敏之 農林課長 大内 均 上下水道課長 西松伸一 広田支所長 高橋 桂 社会教育課長 町田忠彦	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 前田正則 庶務係長 楠 耕一		
会議録署名 議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の 2 名を指名した。 4 番 東 勝一 5 番 菊池伸二		
傍 聴 者	2 人		

平成 30 年第 3 回砥部町議会定例会議事日程 第 1 日

・開 会

・開 議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

・散 会

平成 30 年第 3 回砥部町議会定例会

平成 30 年 9 月 6 日（木）

午前 9 時 30 分開会

○議長（松崎浩司） ただいまから、平成 30 年第 3 回砥部町議会定例会を開会します。町長から招集の挨拶があります。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 平成 30 年第 3 回定例会の開会にあたり、一言、ご挨拶を申し上げます。議員の皆様におかれましては、公私ともに何かとお忙しい中ご出席を賜り、ご提案させていただいております案件につきまして、ご審議を賜りますことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。まず、7月の西日本豪雨により、多くの方々が亡くなりました。心からご冥福をお祈り申し上げます。また、被災された皆様方にお見舞い申し上げますとともに、甚大な被害を受けた被災地の1日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。比較的災害の少ない本県におきましては、これほどまでの甚大な被害をもたらした災害は、誰もが経験のなかったことではないでしょうか。本町におきましては、今年の台風18号を教訓に、国土交通省など関係機関との連携、職員の迅速な対応、そして何より、町民の皆様の防災意識の向上により、幸いにも、人的な被害はありませんでした。頻発する異常気象の対応に完璧なマニュアルはありません。適切な情報収集と決断力。これからも災害対応にあたる行政機関のトップとして、いかなる緊急時にも動じることなく、迅速かつ適切な判断を心がけてまいります。そして、町民の皆様も、自分の命は自分で守るという強い意識を心がけていただきたいと思えます。それでは、本定例会に提案させていただきます議案について申し上げます。専決により処分した7月豪雨災害の復旧に関する補正予算の承認が2件、平成29年度の健全化判断比率など、報告に関する案件が3件、介護保険事業及び家庭的保育事業に関する条例の一部改正が2件、平成29年度の歳入歳出に関する決算認定に関する議案が11件、人権擁護委員の推薦に関する諮問が1件でございます。また、一般会計補正予算につきましては、総合福祉センターの建設に係る関係経費1,161万5千円の追加、宮内小放課後児童クラブ増設に係る関係経費1,148万6千円の追加、7月豪雨に被災した町有建設機械の購入に関する経費1,338万1千円の追加など、総額1億7,016万6千円の増額補正となっております。特別会計では、介護保険事業特別会計、農業集落排水特別会計、浄化槽特別会計におきまして、総額1億318万7千円の増額補正となっております。企業会計では、公共下水道事業会計におきまして、4,438万2千円の減額補正となっております。いずれも、詳細にご説明申し上げますので、何とぞ慎重審議により、ご議決、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。今定例会の招集のご挨拶とさせていただきます。

~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（松崎浩司） これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規

定により、4番東勝一君、5番菊池伸二君を指名します。



## 日程第2 会期の決定

○議長（松崎浩司） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る8月30日開催の議会運営委員会において、本日から14日までの9日間としております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松崎浩司） 異議なしと認めます。

よって会期は、本日から9月14日までの9日間に決定しました。



## 日程第3 諸般の報告

○議長（松崎浩司） 日程第3、諸般の報告を行います。まず、地方自治法第121条第1項の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたので、ご報告いたします。次に、監査委員より、7月末日の例月現金出納検査について、良好であった旨の報告がありました。次に、議員派遣の結果についてご報告します。7月25日にメルパルク松山で開催されました、平成30年度第1回愛媛県町議会議員研修会に、欠席届のあった議員を除く15名の議員を派遣し、京都大学こころの未来研究センター特任教授佐伯啓思氏並びに、拓殖大学国際学部教授オ・ソンファ氏の講演を聴講しました。次に、委員会の委員派遣についてご報告いたします。議会広報常任委員会が、7月9日から11日まで、埼玉県小川町及び、全国町村議員会館で開催されました町村議会広報クリニックにおいて、議会だよりの編集について、研修を行った旨の報告がありました。以上で、諸般の報告を終わります。



## 日程第4 行政報告

○議長（松崎浩司） 日程第4、行政報告を行います。本件については、主要な事項について報告を求めます。上田副町長。

○副町長（上田文雄） 平成30年6月議会後からの行政報告を行います。お手元の行政報告1ページをご覧ください。総務課（1）平成30年7月豪雨に伴う被災地への人的支援、①災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定書に基づき、7月14日から8月22日まで西予市に職員を派遣しました。職員派遣人数延べ59人、家屋被害調査、罹災証明書受付業務、災害見舞金受付業務などに従事しました。なお、9月からは、中長期的な人的支援として、西予市生活福祉部環境衛生課に職員を1名派遣しています。下の表をご覧ください。砥部町は西条市、伊予市と一緒に西予市の支援を行いました。②愛媛県保健福祉部の依頼に基づき、町の保健師を7月18日から27日まで、大洲市と宇和島市に派遣しました。職員派遣人数延べ12人、被災者宅を訪問し、被災状況や健康状況を聞き取る調査に従事しました。企画財政

課（１）落札の状況 6月4日から8月20日まで、入札件数60件、設計金額の総額10億16万3千円、落札総額9億3,834万8千円、落札率93.8%、①建設工事29件、②測量・建設コンサルタント12件、③委託業務16件、④物品購入3件、内訳につきましてはご覧のとおりでございます。2ページをご覧ください。地域振興課（１）松山BEERフェスタ2018、7月20日から22日までの3日間、松山市城山公園で開催された松山BEERフェスタ2018に特別協賛し、砥部焼のPRを行いました。会場では、砥部焼ビアカップの販売や五色そうめんと砥部焼の器のセット販売を行うとともに、砥部焼の風鈴と光のアートの飾り付けを行い、約8千人の来場者に砥部焼の魅力を発信しました。（２）青少年国際交流事業、8月17日から27日までの11日間、中学生4人、小学生6人と町職員1人の計11人が、ポーランド共和国で、ホームステイをしながら現地の学校訪問などをはじめ、地域の方々と交流を深めました。（３）平成30年7月豪雨に伴う被災地支援、①えひめこどもの城が主催する被災者支援事業、動くえひめこどもの城ツアーに賛同し、8月7日、8日、22日、23日の4日間、えひめこどもの城及びとべ動物園と連携して、被災地の子どもたち216人を、とべ温泉湯砥里館に無料招待しました。②伊予灘ものがたりが運行している沿線地域を支援するとともに、砥部焼をPRするため、JR四国伊予灘ものがたり企画室へ砥部焼ブローチを提供しました。ブローチは伊予灘ものがたりで車内販売され、売上の全額が義援金として大洲市に寄付されます。子育て支援課（１）第2期砥部町子ども・子育て支援事業計画策定業務は、指名型プロポーザル方式で、株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所を選定しました。内訳につきましては下のとおりでございます。（２）砥部こども園渡り廊下設置工事は、6月12日随意契約により、株式会社小泉組と契約を締結しました。契約金額などは以下のとおりでございます。3ページをご覧ください。（３）砥部こども園倉庫建築工事設計委託業務は、7月23日入札の結果、礎企画設計事務所と契約を締結しました。契約金額などは以下のとおりでございます。建設課、主要工事の進捗状況でございます。いずれも4つとも進捗率は10%でございます。①が町道仙波線道路改良工事、②が神の森公園ローラースライダー修繕工事その1、③町営住宅東団地外部補修工事、④単身者住宅久保団地外部補修工事でございます。上下水道課、公共下水道事業関係でございます。（１）砥部町と松山市との汚水処理に係る事務の委託に関する協定書の締結を、7月6日、砥部庁舎で行いました。松山市上野地区の汚水処理を本町の下水道施設で行うための協定を締結いたしました。（２）主要工事の進捗状況、平成29年度からの繰越分、面整備でございます。①麻生区48工区、進捗状況80%、②高尾田区56工区、8月末完成、③高尾田区57工区、7月末完成でございます。平成30年度現年分、面整備でございます。いずれも進捗率は5%でございます。①高尾田区61工区、それから②高尾田区62工区、③高尾田区57-1工区でございます。4ページをご覧ください。水道事業関係でございます。平成30年度工事、①公共下水道管渠布設に伴う水道管移設工事その25高尾田、進捗状況30%でございます。②同じく公共下水道管渠布設に伴う水道管移設工事その28、高尾田でございます。進捗状況80%でございます。③上水道工事に伴う舗装復旧工事大南、進捗状況30%でございます。④総津浄水場改修工事その1総津、進捗状況5%でございます。社会教育課（１）第32回愛媛国際交流サマースクールin砥部町が8月4日から

6日までの3日間、旧高市小学校で開催されました。アフリカのザンビア国元首席補佐官のスワレ氏をお迎えし、町内の小学生22人を含む44人が、様々な国の留学生たちと遊びの中で国際交流の大切さを学びました。(2)マレーシア代表バドミントンチーム東京オリンピック事前合宿、8月20日、東京オリンピックに向けた事前合宿のために来県したマレーシア代表バドミントンチームの選手団23人をお迎えし、中央公民館講堂で歓迎セレモニーを行いました。その後陶芸創作館で砥部焼絵付けや、ろくろ体験を行いました。24日には、えひめの国体選手や東京の実業団選手と親善試合を行うとともに、砥部中学校バドミントン部員4人を含む県内の中学校・高校のバドミントン部員を対象にバドミントン教室が行われました。以上で、行政報告を終わります。

○議長（松崎浩司） 以上で、行政報告を終わります。

~~~~~

日程第5 一般質問

○議長（松崎浩司） 日程第5、一般質問を行います。質問は一問一答とし、質問時間は35分以内に制限しておりますので、要点を簡潔に要領よくまとめて質問されますよう、議員各位のご協力をお願いいたします。また、理事者におかれましては、議員の質問に対する確認等がございましたら、先にその旨を告げ、議長の許可を受けてから発言してください。それでは、質問を許します。3番原田公夫君。

○3番（原田公夫） 3番原田公夫でございます。はじめに、西日本豪雨により、県内でも甚大な被害が発生いたしました。犠牲になられた方々にお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様に心より御見舞いを申し上げます。また先日の台風21号、本日は北海道で6強の地震ということで、これもまた多くの被害が出ております。併せて御見舞申し上げます。今回は次の3点について質問させていただきます。1点目臨時避難所の整備について、2点目小学校教室のエアコン整備について、3点目若手消防団員の準中型免許取得の助成について、この3点について質問させていただきます。まず1点目の、臨時避難所の整備についてでございますが、平成30年7月豪雨による土砂災害で、本町でも避難所へ避難された方がいました。現在も毎日、県や被災自治体の防災メールが届き、避難所の状況が配信されております。内容は、避難所の開設・閉鎖の状況や避難世帯数、避難人数です。本来、災害時の避難所の多くは公共施設等が指定されていますが、今回は臨時避難所として集会所も多く開設されていきました。本町の集会所については、町の補助事業により倉庫の設置や備品が整備されているところが多くあります。また、自主防災組織も各行政区に設立され、防災士も各地区に資格者がいるなど、各地区で防災体制が充実し、防災訓練も毎年、集会所を拠点として行われているところが多くあると認識しております。自助・共助・公助と言われますが、地域で共助までの体制が充実してきているように思われます。町が指定している避難施設は安全であろうと思いますが、地域住民が高齢化しており、南海トラフ巨大地震が30年以内に起こる確率が高くなっている今、一番身近な集会所が安全な避難所となるよう耐震診断を行い、必要なら改修するなどの対応を行う考えはないのか、町長にお伺いいたします。次に、2点目の

小学校教室のエアコン整備についてでございますが、本年は猛暑により、連日危険な暑さという報道がなされています。先日、今治の児童生徒と保護者が、今治市の市立小中学校の全教室にエアコン設置を求め、署名活動をしていることが新聞報道されたところでございます。本町の学校施設において、中学校はすでにエアコンが整備されていますが、小学校についても早急に設置し、快適に学習できる環境整備が必要と考えます。先日開催された全員協議会で、31年度で小学校の全教室にエアコンを設置すべく、現在、国庫補助の要望を出しているとのことでありましたが、説明のあった工程を考えた場合、来年度に補助申請をし、認可が下り、事業着手が来年の7月からという予定では、来年の暑くなる時期には間に合わないと思われませんが、命に関わる危険な暑さという表現がされるなか、早急な対応について町長のお考えをお伺いします。次に3点目の、若手消防団員の準中型免許取得の助成についてでございますが、昨年の道路交通法の改正により、車両総重量3.5トン以上の消防ポンプ車等の運転には準中型免許が必要になり、改正前に普通免許を取得していた者は車両総重量5トンまでの運転ができますが、改正後に普通免許を取得した者は車両総重量3.5トンまでの運転しかできません。消防庁のまとめによりますと、昨年4月時点で全国の消防団が所有する5万1,381台のうち、準中型免許が必要なのは36.5%におよび、普通免許で運転できない車両が大幅に増えると言われております。その多くはポンプ車だと言われております。本町では、3と6分団が対象になると思われませんが、運転者の確保が難しくなるのではないかと懸念されます。そこで、若手消防団員が準中型免許を取得することについて支援する必要があると考えますが、町長のお考えをお伺いします。以上、3点について答弁をよろしく願いいたします。

○議長（松崎浩司） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 原田議員のご質問にお答えします。はじめに、臨時避難所の整備についてのご質問ですが、平成30年7月豪雨では、7月6日から3日間、広田小学校統合前の各小学校区単位で避難所を開設し、避難者の総数は124人でした。町指定の避難所は、災害が発生する恐れがある場合や、発生した場合に、町が施設の安全を確認した後に必要な避難所を選定して開設していますが、基本的には収容人数の多い小学校などの公共施設を開設しています。各区の判断により集会所へ避難するということはあるかもしれませんが、緊急時における施設の安全確認とその運営にあたる職員の人員の問題からも、特別な事情がある場合を除き、今後、集会所を町の避難所として追加指定することは考えておりません。なお、集会所の耐震診断や改修に要する経費につきましては、コミュニティ施設整備事業費補助金交付要綱を定め、予算の範囲内で助成をしております。耐震診断の補助率は対象経費の3分の2、建物の改修は10分の4以内の補助率で、限度額を設け補助金を交付しておりますので、従来どおり各地区におきましては、この補助制度を活用していただければと思います。次に、小学校教室のエアコン整備についてのご質問ですが、今年の夏の異常な猛暑、熱中症による児童の死亡事故等を受け、本町においても早急な対策が必要であると考えております。そのため、現在、順次実施しております小学校施設の外部改修工事が完了する、平成33年度以降に予定しておりましたエアコンの整備時期を前倒しし、来年度、全校・全教室へのエア

コン整備を実施したいと考え、今回の補正予算に実施設計に係る委託業務経費を計上しております。ただし、整備には2億円以上の経費が見込まれることから、整備については国庫補助の採択を前提とし、不採択となった場合には改めて整備時期について協議させていただきたいと考えております。先ほど追加で、全協でご説明した事務事項についてでございますが、原田議員もご承知のとおり、事務的な工期がかかることはご理解をいただきたいと思います。最後に、若手消防団員の準中型免許取得の助成についてのご質問ですが、今年4月に調査した結果、消防団員総員296名中、道路交通法改正後の普通免許の取得者は2名いましたが、3.5トン以上の消防車を所有する分団の団員ではないため、本町の消防団活動に支障が出る状況ではなく、現在のところ助成の必要はないものと考えております。しかしながら今後、改正後の免許取得者で、準中型免許を取得していない団員が増え、本町の消防団活動に支障が出る場合には、準中型免許取得への助成制度の創設について取り組んでまいりたいと考えております。以上で、原田議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（松崎浩司） 3番原田公夫君。

○3番（原田公夫） まず1点目の臨時避難所の整備の件でございますが、集会所を追加することは考えていないと。私は別に追加指定をお願いしたのではなく、いざという時には臨時避難所として使えるために対応していただきたいということをお願いしたつもりでございました。あと、コミュニティ施設の補助金申請をして地域で対応していただきたいというようなお話でございましたが、やはりコミュニティ施設という前提でということはあると思いますが、公共施設の代替施設という考え方に立てば、町が主導で安全対策を行っていく必要もあろうかと思えます。そのあたりについて、もう一度回答をお願いしたいと思います。

○議長（松崎浩司） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 再質問についてお答えいたします。地域で代替施設というふうなことで、自主防災組織のなかで皆様方が各地域で集会所を利用させていただき、結構なことだというふうに思っておりますし、それはそれでいいんですけれども、公共施設の代替施設ではないかという議論、それはそういうふうにお考えをする考えもいいかと思えますけれども、それを集会所すべて公共施設の代替施設であるから、集会所を町が耐震診断とかしてすべて整備せえということに関しましては、先ほど言うたようなことで補助金を活用していただくというふうなことで、今のところ考えておりません。

○議長（松崎浩司） 3番原田公夫君。

○3番（原田公夫） 木造住宅については助成事業として、耐震診断をして改修というような補助金制度でございます。そういったなかで、個人の家についてはたぶん毎年何件か申請あるかと思いますが、地域の集会所がそういったことを利用して申請した事例はございますか。

○議長（松崎浩司） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 今回、天神区で集会所を全面的に建て替えるというふうなことで、全面の、先ほどの修繕については10分の4というお答えをいたしましたけれども、全面建て替

えにつきましては10分の6の補助で、地元が10分の4で、建て替えを天神区が計画したと。これには面積に対する基準の金額とかいうふうなものがございまして、上限というのにはございますが、細かい規定はございますけれども、天神区が今回、新しく建て替えるというふうなことでございますので、十分、地域の皆様方にはご検討いただきたいというふうに思っております。

○議長（松崎浩司） 3番原田公夫君。

○3番（原田公夫） 集会所自体が補助金で、各地域で建てられとることが前提ではございますが、新しい耐震基準の、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けて建てられた建物が、震度6強から7に達する大規模地震で倒壊・崩壊しないとかいう基準でございますが、集会所の建築年度について補助金申請されておるということで、どのぐらいの集会所がその新しい耐震基準以前に建てておるのか、そのあたりについて分かるようであればお願いいたします。

○議長（松崎浩司） 岡田地域振興課長。

○地域振興課長（岡田洋志） 原田議員さんの再質問にお答えいたします。本町の集会所数、今、天神区建て替え中のため75施設ございます。そのうち、新耐震基準適用施設36、旧耐震基準の建築物が39施設でございます。以上でございます。

○議長（松崎浩司） 3番原田公夫君。

○3番（原田公夫） 半数以上が耐震基準に満たされていないというようなことでございます。このことについて、先ほど言われたように、補助申請を利用して地域で整備をとというご回答ではございましたが、例えば、公共施設の避難所が近いところは歩いて行けます。近い人は。もし大きな地震とか災害があった場合には、ある程度の一定距離があればなかなか歩いていたりすることができない。そういった意味合いにおいても、自主防災とかそういったところを活かして、地域の公民館の整備というのは大事になろうかと思っておりますが、そういった部分で申請が出るか出ないか分からないんですが、そういった公共施設からある一定の距離以上離れておるところを整備していくというような考え方はないでしょうか。

○議長（松崎浩司） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 現在でも、地域の皆様方のお助け合いで、避難所へ連れてきていただいております。それが自主防災組織の役割ではないかというふうなことでございますので、距離が長いからこうだというふうなことで、すべて町がそういったことに対して対応するという考えはございません。

○議長（松崎浩司） 3番原田公夫君。

○3番（原田公夫） 今朝の北海道の地震でもですが、道路が寸断されたり、いろいろ避難所へ行きたくても行けない場合も、これから多々でてくるのではないかと。そういったときには、やはり連れて行きたくても行けないと、そういったことが考えられますが、そういった場合のことについては、どのようにお考えですか。

○議長（松崎浩司） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 先ほども申し上げましたように、集会所については補助金等ございま

すから、そういったことで耐震性のある集会所を整備いただきまして、地域の皆様方がそれを自助で、共助でやっていただきたいと、このように考えております。

○議長（松崎浩司） 3番原田公夫君。

○3番（原田公夫） コミュニティ施設の整備事業ということで、補助金を使って各地域で考えよというような回答になったのではないかとこのように思っております。果たしてそれでいいのかどうかというのは、地域の住民が、個人の家については、耐震基準満たしておれば集会所行かないとかいうようなことも出てくるのではないかと思います。本日の新聞にも出ておりましたが、いざというときに避難所へ行かずに、自分の家が安全だというようなことで、行かない人が結構おるということで、先般のときも、1%未満ぐらいしか実際行ってなかったと、そういうような現実もございますが、今まで想定されなかったようなことが起こる事態になっておりますので、やっぱり自分の命は自分で守るというのはもっともなことでございますが、少しでも手助けできることを今後検討いただければと思います。続いて、2番目のエアコンの件でございますが、先ほど、国庫補助がつかなかった場合は、またその時点で検討するというようなことでございました。今回は、国の概算要求でエアコンの設置に500億円要望、こういったことで、公立学校へのエアコンの導入や危険なブロック塀の改修などに充てる施設整備費の要求が3.5倍に増えております。そういったことを考えた場合に、命に関わる暑さと、こういった場合に対応策として、夏休みの時期をずらすとか、学校を早く終業式にするとか、そういった対応も考えられるとかいうようなことも書いておりましたが、やはり、命に関わる暑さというのは災害も一緒だと思います。やっぱりすぐに早急な対応をしてこそ値打ちがあると思います。そういったことから、また国庫補助がつかなかった場合、翌年度へ見送っていいのか、そういった場合は補助金を使わなくても、例えば起債を使ってでも早急に対応していくのか、そのあたりの考え方についてお伺いします。

○議長（松崎浩司） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 先ほどの私の答弁で、つかなかった場合に次に送るというふうな答弁はしてないというふうに思っております。9月には県のほうへ陳情に参ります。10月には国のほうへも補助金をつけていただくように陳情活動していきますけれども、それができない折りには、十分、私の判断で実施をしたいというふうに考えております。しかしながら、先ほど言いましたように、いろんな、例えば町・市につきましてもいっぺんにはできないというふうなことで、物理的な工期があるということだけはご理解いただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（松崎浩司） 3番原田公夫君。

○3番（原田公夫） もしつかなくても、そのときは何らかの方法で実施したいというような回答であったのではないかと思っておりますが、やはり松山市も来年度中には全校やっ
てしまおうというようなことを先般の新聞に出ておりましたが、やはり国庫補助がつか
なくてもやれる体制を早急に検討していただきたいというふうに思います。次に3点目の、若
手消防団員の準中型免許取得の助成の件でございますが、現在は2人しか対象者がいない
というふうなことでございます。若手消防団員が今後、免許取得することについて事例が
出れ

ば対応したいというようなことでございます。この免許取得については、団員に教習所の費用を助成している自治体に対し、金額の一部を交付税で手当てするとかいったこともございますので、そういったときには十分対応をお願いしたいと思っております。以上で一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（松崎浩司） 原田公夫君の質問を終わります。7番森永茂男君。

○7番（森永茂男） 7番森永茂男です。まず最初に、7月の豪雨に遭われて、砥部町の皆さんのなかにも大変、災害に遭われて苦勞されている方もいらっしゃいます。早期に復旧されることを願っております。また21号の台風、また今日の北海道の地震、被災された方、大変でございましょうが、また頑張っていたきたいと思っておりますし、早急に人命救助のほうをお願いしたらと思っております。それでは、私の3問の質問をさせていただきたいと思っております。まず最初に、JA宮内支所から国道までの町道の拡幅ということで、これは私が前からお願いしていることではございますが、JA宮内支所から国道までの町道は道幅も狭く、車の離合もままならない状況です。毎年、梅まつりの時期になると来町者も多く、来町者だけでなく地元の住民にも大変迷惑をかけている状態です。なかなかあの道は狭いもんですから、普通乗用車で離合するのが困難な状況でございます。それで、町道を広げて安全確保をすべきと考えておりますが、町長のご意見をお伺いします。続きまして、旧国道の重信橋へ歩道の増設をとということで、前は国道で、あの橋もついでから結構経つと思うんですが、あの歩道自体は、人同士は離合できますが、なかなか人と自転車が離合するのも危ない状況でございます。現在の旧国道の重信橋の歩道は狭く、自転車と歩行者の離合は危険な状況です。反対側に少し広い歩道を設置する等、対策をすべきと考えておりますが、町長のご意見をお伺いします。次に、家庭に防犯カメラをとということで、近年、悪質な事件が多発しており、不安を感じている住民は少なくありません。そこで、防犯の為にも有効で、事件解決の重要な資料にもなる為、各家庭の防犯カメラ設置に対し補助金を出してはどうか、町長のご意見をお伺いします。以上3点、よろしくお伺いします。

○議長（松崎浩司） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 森永議員のご質問にお答えします。はじめに、JA宮内支所から国道までの町道の拡幅についてのご質問ですが、ご指摘の箇所は、県道昇格が適当と考え、過去3回にわたり県に要望しておりますが、県からは、厳しい財政事情の中で事業化は困難であるとの回答をいただいております。本区間の整備について、地元からの要望はございませんが、今後、区長さんや議員さんと共に検討していきたいと考えておりますのでご理解いただければというふうに思います。次に、旧国道の重信橋の歩道の増設についてのご質問ですが、この橋は、上流側にしか歩道がなく、自転車の通行が多く幅員も狭いため、危険な状態であることは認識しております。そのため、重信橋の管理者である愛媛県には、これまでも歩道の新設を要望しておりますが、整備には至っていないのが現状です。引き続き県へ要望して参りたいと考えておりますので、ご理解いただければというふうに思います。最後に家庭に防犯カメラをについてのご質問ですが、防犯カメラには、証拠能力や抑止効果があり、防犯に有効であります。一方で、防犯カメラの設置により、知らないうちに自分の姿などが撮

影されて、プライバシーが侵害されるのではないかと不安を感じる人がいることも事実です。そのため家庭で防犯カメラを運用する際には、カメラの撮影範囲や映像データの管理などに細心の注意を払う必要があります。運用や管理を誤れば、近隣住民とのトラブル、プライバシーの侵害、個人情報保護法の違反を問われる可能性もあります。このような事情から、家庭での防犯カメラの設置を、町の補助事業により推進することは現時点では考えておりません。以上で、森永議員の質問の答弁とさせていただきます。

○議長（松崎浩司） 7番森永茂男君。

○7番（森永茂男） ありがとうございます。まず1番目の質問の、町道の拡幅の件でございますが、区長さんら議員さんらと前向きに検討するというようなことでございますが、これは、来年の春にも梅まつりもございますし、梅まつりがいない状態でもなかなか地域の住民にとっては狭い道ですので、早急に拡幅をお願いしたいと思っておりますが、もう一度、再度、よろしく申し上げます。

○議長（松崎浩司） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 今現在、県道砥部伊予松山線につきましては、頭ノ向へ抜けるところの道があります。それと、宮内の交差点のところから左折をして供養堂へ抜ける道、それと、今言いましたように真っ直ぐ上がる道というふうなことで、県道砥部伊予松山線については、通過交通が比較的少ないというふうなことで、普段ではこの3つの道で、もちろん狭いところが普通に離合できるということは別ですけれども、そういったことで、私どもにはあまり要望がきておりません。そういったことで、地元宮内地区の区長さんや議員さんとも十分相談して、その必要性があれば検討したいというご答弁でございますので、ご理解を賜りたいというふうに思っています。

○議長（松崎浩司） 7番森永茂男君。

○7番（森永茂男） なかなかどう判断していいのか迷う回答でございますが、どっちみち予算の都合がございますから、簡単に、全線すぐ拡幅ということにはならんのは私共分かっておりますが、とにかく少しでも、毎年短い距離でもいいですから広めてほしいという地元の意見もございますし、そのようにやっていただけたらと思っておりますがどんなですか。

○議長（松崎浩司） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ご存じのように、両サイドには家がありますから、小出しで少しずつとかいうふうにはいきませんので、計画ができれば一気にやらなければいけない事業だというふうに思っておりますので、そういったところの方向性を、これから十分検討したいというふうに考えております。

○議長（松崎浩司） 7番森永茂男君。

○7番（森永茂男） 地元の区長さん、議員さんらとまた詳しい話をされて、前向きに話が進むことを願っております。また、この件に関してなんですけど、あそこのJAの交差点は事故の多いとこでして、信号機の設置はお願いしておりますが、なかなかすぐのことにならんので、それまでに事故を少なくするための対策として、道路に、停止線の手前に横のラインを入れて交差点に気付くとか、センサーで回転する回転灯をつけるとか、いろんな方法が

あろうかと思うんですが、私が思うのはその2点ぐらいしか思いつきませんが、なんかあそこも事故が多いのでなんとかすべきだと思いますが、なにかご回答願えますか。

○議長（松崎浩司） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 信号の設置につきましては、公安委員会が十分検討してやるというふうなことで、今、森永議員さんが言われたようなことで、現在は信号がついておりません。事故が多いというのは、いろんな交差点ございまして、森永議員さん言われる、こういった頻繁に起こるとかということ、私も正直言って把握をしておりませんので、そういった事故が本当に多いのかということも十分調査をさせまして、検討をしたいというふうに考えております。

○議長（松崎浩司） 7番森永茂男君。

○7番（森永茂男） 確かに交差点はまだ死亡事故がないので、大きななにはなっておりませんが、どうしても事故の多い場所ですので、いろいろ検討をしていただけたらと思います。2番目の重信橋の歩道へは、これは県にお願いするしか方法がなかろうかと思いますが、なおまた一層、お願いのほうをよろしくしていただけたらと思います。続きまして、家庭に防犯カメラを、いろんなプライバシーの問題があるのは、私共も分かります。それは皆さんどなたでも自分のプライバシーというのは大事にしたいと思います。しかし、今の時代背景を見ますと、なかなか深夜に犯罪も起こっておりますし、警察のほうも防犯カメラを設置される努力はされているようですが、なかなか都市優先というか、大都市優先になって地方にはなかなかそういうことが回ってこないという現実もございまして、個人で監視カメラをつけたという家庭がございましたら、大きな道路に設置する国道・県道、そのような場所の家に優先的にそういう補助金を出すというようなことをしてもいいのではなかろうかと思いますが、ひとつ答弁をよろしくお願いします。

○議長（松崎浩司） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 防犯灯の設置につきましては、現在も、松山市なんかは繁華街のところはいろんなところでついておる。砥部町につきましても、主要な道路については順次、警察とかが整備をしていただけておるというふうなことで、今回の家庭に防犯カメラを設置したらどうかというのは、私共も想定外の質問でございまして、ここまでこういう質問がきたんかというふうに思っておりますし、このことを家庭に、今すぐどうかという問題、先ほどの主要路線に近いところの家はつけたらどうぞという質問でございましたけれども、そういったことも先ほど答弁させていただいたように、いろんなプライバシーの問題であるとか、そういった問題がたくさんございますので、十分、検討事項というふうなことにさせていただきたいというふうに思います。

○議長（松崎浩司） 7番森永茂男君。

○7番（森永茂男） いろんな問題はあろうかと思いますが、検討課題としていろいろ検討していただき、できることなら、そういう設置に対しての補助金を出せるようにまた検討をしていただけたらと思います。これで、私の質問を終わります。

○議長（松崎浩司） 以上で、森永茂男君の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は午前10時40分の予定です。

午前10時26分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（松崎浩司） 再開します。

一般質問を続けます。6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） 6番佐々木隆雄です。今回3点準備いたしました。なお、この一般質問の通告の締切りが8月23日というふうなことで、小学校のエアコン関係、今回入れておりますが、すでに先ほどの原田議員の質問の回答や、また全員協議会でのやりとりもあったというふうなことで、若干重なる部分もありますが、3点目にそれを入れております。まず1点目は、豪雨時の町内にある銚子ダムやため池の放流基準というのがあるのかどうかという点でございます。この平成30年7月豪雨で、鹿野川、野村両ダムの放流の問題が大きく取り沙汰されました。このダムの放流について、国土交通省での徹底検証が必要ではないかと思われまます。さて、先ほど言いましたように、この砥部町にも銚子ダムや、様々な大小のため池があります。私も、町の防災計画の水害予防計画がどうなってるんだろうということを開いてみました。ダムの管理者に対し、特に下流における異常出水の防止に配慮するとともに、適正な操作を行うよう事前に協議する。また、ため池・農業用排水路工作物の管理団体は、当該施設の点検と所要の予防対策を行なう。このような文章がみられました。ただ今回のような豪雨時の放流に関する基準というものは示されていませんでした。そういう点で、このような基準を明確にするお考えはないでしょうか。町長にお尋ねいたします。2つ目は、水道事業民営化についての町長のお考えをお尋ねしております。7月5日衆議院本会議で、水道法改正案が可決されました。参議院に送られましたが、参議院では審議入りが見送られたという現状ではあります。今回の改正案では、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、PFI法というもんだそうなんですが、これの公共施設等運営事業、これコンセッション方式というふうに言われるそうです。この仕組みを活用し、民間事業者による管理や運営を可能にすることが盛り込まれております。命に関わる水道事業が民営化されることへの不安や反対の声が高まっているようですが、町においては、もしこの法律ができた場合ですね、民営化をすすめる考えがあるのかどうか町長にお伺いいたします。それから3点目は、小学校へのエアコンについての早急な設置をとということで、もうこの文章は読んでいただければと思いますが、特に、やはり早急な設置が必要じゃないかというふうなことで、先ほど原田議員の質疑も踏まえてですね、再度私からも早期の設置をお願いしたいというふうなことで、以上3点、よろしく申し上げます。

○議長（松崎浩司） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 佐々木議員のご質問にお答えします。まずはじめに豪雨時の銚子ダム

やため池の放流基準についてのご質問ですが、銚子ダムやため池は、流出量を調整できる治水ダムとは違い、堤の一部を低くして雨水を早めに流下させる自然放流方式の構造となっておりますので、お示しできる基準等はございません。なお、銚子ダムの管理につきましては、国土交通省で定められた点検を行っており、満水時においても安全な強度を保っております。また、ため池につきましても、受益者を主体とした水利組合等において、取水施設の点検や堤体の草刈り、事前の水位低下等、適切な維持管理に努めていただくようお願いをしております。次に水道事業民営化の考えについてのご質問ですが、人口減少等により、今後、水道料金の改定を考えていく必要はございますが、現状において、本町の水道料金は全国平均より安く、健全な経営が行われておりますので、現在のところ民営化を進める考えはございません。先ほどの最後に教育長に質問のありました、小学校教室のエアコンにつきましては、先ほど原田議員の質問にもお答えをさせていただきましたけれども、国庫補助がつかなくても来年度にはやりたいというふうに思っておりますし、4つの小学校を同時進行でやりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただいたらというふうに思います。以上です。

○議長（松崎浩司） 6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） 3点目のエアコンの関係で少しだけ質問をさせていただきたいと思います。町長の答弁の、原田議員の答弁のなかにもあったんですが、松山市ですでに35校が設置しましたというふうに報道もされておりましたんですが、これ松山市は具体的な財源がどういうことで設置されたのかというのはお聞き及びでしょうか。担当課なり町長なり。

○議長（松崎浩司） 門田学校教育課長。

○学校教育課長（門田敬三） 佐々木議員のご質問に回答を申し上げます。松山市のほうではPFI方式、佐々木議員さんの質問のなかに水道のところでございましたが、PFI方式による財源ということで実施したと伺っております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（松崎浩司） 6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） 松山市はすでに対策を取ってたというふうに理解していいですかね。もうすでに設置をするんだということでの前提で進めたということでもいいですね。

○議長（松崎浩司） 門田学校教育課長。

○学校教育課長（門田敬三） 佐々木議員のご質問にお答えをいたします。先ほども申し上げましたが、PFIの手続きをするためには、やはり事務的なことの時間もかかろうかと思っておりますので、何年か、数年前から検討をしていたと認識をしております。

○議長（松崎浩司） 6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） これは質問ではないんですが、ちょっと調べてみました。今年の7月の気温ですね。過去の平均というデータでは、7月の1ヵ月の間で28度が3日間、29度が7日、30度が8日、31度が12日、32度が1日。あくまでこれ平均です。何年間かの。最高でも32度というふうなデータなんですね。片方でじゃあ今年はどうかということ、30度が1日、31度が5日、32度が6日、33度が4日、34度が8日、35度が1日、そして36度が1日。30度以下になったのが5日間というふうなデータでした。ですから非常に異常だ異常だというふうなことなんですが、改めてこの数字を見てみると、本当に暑かったということ

が分かります。くどくなるんですが、とにかく早急な対応を考えんといけないなというふうなことだと思っておりますので、これについては町長以下、関係部局で一生懸命取り組んでいただきたいよう要請をしておきます。それでは第1点目のところで、残念ながら基準というのは、ダム的方式も違うというふうなことで、ないんだというふうなことなんですが、私も町民からですね、銚子ダム決壊したら大丈夫なのというふうな声も早速聞かされました。以前、例えば一瞬にして銚子ダムが崩壊した場合に、私の住む麻生校区までは、正確ではないんですが、1時間ちょっとぐらいで水がくるぞというふうな、なんかそんなことを図面で出された記憶があるんですけども、いずれにしましても、町民にはなかなかそういう不安というのは拭いきれないものがあるかと思っております。少し、この鹿野川や銚子・野村ダムの関係で町長にお尋ねしたいんですが、たまたま私が何かの用事でここに来たときに、国交省がダムの放流についての説明に来られたというふうなことをお聞きしたんですが、どのような説明をお聞きしたんでしょうか。

○議長（松崎浩司） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） それは新聞報道等でなされとる通りのことを私どもに報告に来たということでございます。特にございません。異常降水時の放流状態とか新聞に載ったと思うんですが、そのことを各自治体回って、詳しく新聞報道等の説明をしたということでございます。

○議長（松崎浩司） 6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） 銚子ダムの最大の貯水量というのはどれぐらいなんですか。

○議長（松崎浩司） 白形建設課長。

○建設課長（白形敏明） 佐々木議員さんのご質問にお答えをします。総貯水量78万トン、有効貯水量77万トンでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松崎浩司） 6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） 実際にこれ満杯になったということはあるんでしょうか。

○議長（松崎浩司） 白形建設課長。

○建設課長（白形敏明） 佐々木議員さんのご質問にお答えいたします。満杯になったことはございます。越流したこともございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松崎浩司） 6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） 昨日の報道でも、南予のほうで町民の方がですね、ダムの操作についてどうだったんだというようなことで公開質問状なんかも出したというふうなニュースも流れておりました。やはり、さっきも言いましたようにですね、なかなか砥部町では分からない、分かりづらい部分があるかと思うんで、少し南予のダムを例に、紹介もさせていただきたいと思うんですけども、私ども日本共産党の国会議員3人、それから関係者が8月8日に現地のほうに参りました。そのときに鹿野川ダムでは、本当に町長が言われたようにですね、ダム操作は適正に行われたんですというふうな発言があったようです。そのときに、石岡さんという副所長さんが、大量の放水で下流に被害がでることは分かっていたとも言ったそうです。それからダムの流水と同量の水を放流する操作、これを開始すれば、下流の住民

に甚大な被害がでることをダム側もどうも認識していたのではないかというふうに議員団は言っておりました。しかも、この放流について下流の住民全員が逃げ切っているというふうなことの確認のないまま放流したんだというふうなことを、ちゃんと反省しなさいというふうに指摘したように聞いております。関連して西予市長とも面談したときには、管家市長さんは、マニュアル通りに操作して被害が出るんなら、それを変えて安全に放流できるのも示してほしい、このように指摘したというふうなことも聞きました。そういうようなことでですね、銚子ダムの放流についてもなかなか分かりづらい部分はあるんですが、町民のみなさんにも、こういう流れになってますというふうなことは事前に提示しておいていただければ安心するのではないかというふうに思います。それから最後、この災害に関してはですね、わが日本共産党は、災害発生時直ちに愛媛県に豪雨災害対策本部を立ち上げました。7月25日には宇和島、西予、大洲、今治4市、それから鬼北町、松野町には県民の皆さんから寄せられた義援金の一部分450万円をお届けしております。現在は、本部は解散して復興支援センターというものを設置し、これからは町も職員を派遣して住宅災害や浸水被害などの被害者の聞き取りをやるように協力しておりますが、私どもの共産党にも独自にそういう活動もして具体的な情報を引き取り、対策や各自治体に繋ぐようなこともしております。そういう意味では、冒頭に御見舞の言葉を差し上げませんでしたでしたが、共産党はこういう活動をしているというふうなことを紹介させていただきました。2点目の水道事業民営化のところでは、今のところそういうお考えはないというふうなことで安心はしております。ちょうど町長のお話しでしたいんですが、世界で多くのところが民営化したのをまた公営に返そうというふうな動きがあるのはご存知でしょうか。

○議長（松崎浩司） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただいまの質問にお答えする前に、先ほどの銚子ダムの関係なんですけれども、銚子ダムっていうのはいっぺん見ていただいたら、先ほど白形課長のほうから答弁したとおりなんですけれども、普通のため池とまったく同じ構造でございまして、余水吐がすぐ近くから見えますから、満水になれば余水吐から水が溢れるということの構造でございまして、そういった住民の皆様方が、銚子ダムの放流がなんかの意図的に放流されとんじゃないかというふうに、銚子ダムという名前がついてますから、そういう感覚をお持ちかも分かりませんが、普通のため池とまったく同じ構造というふうに、議員の皆様方ご理解をいただいて、もし質問がございましたらそういうお答えをしていただきたいと思いますというふうに思います。ただ利水の方法で、抜いて管へ流す方法はありますけれども、自然のは治水ダムではないということをご理解いただいたらと思います。それと、先ほどの水道事業の民営化で、国外がまた元へ戻しとるというふうなことは別に記憶にはございませんけれども、やはり今現代の水道につきましては、まだまだ砥部町の水道はこれからも改修をしていかなければいけない部分もございまして、当分の間といいますか、民営化の考えはございません。

○議長（松崎浩司） 6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） ちなみに海外では、2000年から2015年の3月ぐらいに、なんと235件も公営に返したそうです。それは、やっぱり主には水道料金が民間に任せただけに相

当跳ね上がっているというふうなことで、それからやはり民間なものですから、行政自治体がやるような管理がしっかりとできていないというふうなことで、これはだめだというふうなことで、235の自治体でまた公営化しようというふうなことになったそうでございます。砥部町では現時点ではそういうことはないというふうなことなんです、やはり民営化することによって費用の問題、それから安全安心の水が本当に確保できるのかどうかというふうな不安がやっぱりあるかと思っておりますので、これ法律がちゃんとできた場合も、砥部町では民営化はしないというふうなことで進めていただければと思います。以上で、私の質問を終わります。

○議長（松崎浩司） 佐々木隆雄君の質問を終わります。10番面岡利昌君。

○10番（面岡利昌） 10番面岡でございます。2問質問をいたします。まず最初に豪雨、そして台風、そして今日の震災に対して、亡くなられた方にはお悔やみを申し上げたい。そしてまた被害に遭われた方には御見舞いを申し上げたいと思います。それでは、質問をいたします。1問、土砂災害に関する防災・減災対策についてお尋ねいたします。近年、地球温暖化の影響により、局地的な大雨が全国各地で多発をしています。50年に1度と言われる大雨が降った場合の為に、特別警報の制度が2013年に始まったにもかかわらず、大雨の特別警報は毎年のようにどこかで発せられ、今回の平成30年7月豪雨で8例目となり、異常が常態化をしてきました。そこで、防災・減災の方法の1つとして、自然と共生する森林づくりを提案します。特に、土砂災害警戒区域内の森林づくりには力を入れるべきと考えます。流木、土石流の発生は甚大な災害を引き起こし、また年々、川底を上げ、川の氾濫危険を高めます。健全な森林は緑のダムとして保水力も高く、大雨の調整能力も優れています。防災・減災対策として、森林整備の推進が必要と考えますが、町長の御所見をお伺いします。第2問、緊急避難場所についてお尋ねいたします。ハザードマップは町内各戸に配布しています。市町村長は、災害対策基本法に基づいて避難情報を出します。避難情報には、高齢者が避難を始める目安の避難準備・高齢者等避難開始、住民に避難を促す避難勧告、さらに危険が高まった時の避難指示があり、今回の平成30年7月豪雨において、倉敷市真備町では河川の水位の動向を随時把握し、市の基準に達する前に住民に勧告や指示を出しましたが、20人を超える犠牲者が出ました。一挙に水が出、想定外の急激な水位上昇があったということです。本町の特に麻生校区で、河川の堤防より低い位置に住んでいる方が、迅速かつ安全に避難できるよう、近くにある頑丈な高い建物、例えば県営砥部団地、えひめ中央農協、また個人マンションの各廊下などを、一時的な緊急避難場所としてお願いをしていただくよう検討していただけたらと思っておりますがいかがでしょうか。町長のお考えをお伺いいたします。よろしくお願いたします。

○議長（松崎浩司） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 面岡議員のご質問にお答えします。はじめに土砂災害に関する防災・減災対策についてのご質問ですが、健全な森林を整備することは、林業振興と減災対策の両面からも大変重要だと考えており、私も面岡議員さんの質問のとおりだというふうに考えております。昨年、第3回定例会でも申し上げたとおり、砥部町森林組合が事業主体となり、

国、県、町の補助金を活用しながら年間 50 から 70 ヘクタール規模の間伐等を行っており、今後もその支援を継続してまいります。しかしこの事業は、スギやヒノキの人工林に対して行っているものであり、土砂災害警戒区域等すべての森林が対象とはなりませんので、来年度から導入される森林環境譲与税の使途についても、今後、十分検討し、人工林以外の山林も視野に入れながら、手入れの行き届いていない森林の整備を行ってまいりたいというふうに考えております。次に緊急避難場所についてのご質問ですが、緊急避難場所として指定するためには、原則として危険が及ぶ恐れがないと認められる区域内に立地することが、国の基準で求められています。面岡議員からご提案のあった緊急避難場所につきましては、水防法による重信川の浸水想定区域内でございますので、洪水に対して町が指定する緊急避難場所としては、ふさわしいものではないと考えております。しかしながら、面岡議員さんご指摘の場所は、緊急避難するときには十分考えられる場所であると考えますので、自主避難におきまして活用することは必要であり、自主防災組織等、地域の皆様が防災情報を共有する中では、十分考えられる場所だというふうに思いますので、自助の中で活用をいただきたいというふうに思います。町といたしましては、今後も町民の皆様が迅速かつ安全に避難できるよう、早期の避難情報の発令や情報提供に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければというふうに思います。以上で、面岡議員さんのご質問の答弁とさせていただきます。

○議長（松崎浩司） 10 番面岡利昌君。

○10 番（面岡利昌） 町長も森林の整備の重要性は認識をされておるというふうに理解はしましたが、やはり危険区域地域の森林は特にですね、やはり町として、個人の山が多いと思いますけれども、そこらあたりはもっと積極的になんか補助をして、整備をすとかいうふうに力を入れていただきたいなというふうに考えます。というのは、やはりそういうところをあまり手入れをしなければ土石などが崩れてですね、川の堆積をしますから、川底が上がります。そういうときに、結局はのけないかんとときには費用もかかりますから、まずそういう元を断つというようなことに力を入れていただく。そういうことに関しては町長どういうふうに考えられますか。

○議長（松崎浩司） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） おっしゃるとおりでございます。近年の災害の状況を見てみると、土石流の中に流木が非常に混じっておるのを皆様方もいろんなところで見られておるかというふうに思っております。この流木が流れてくるということにつきましては、森林の荒廃、森林というのは十分間伐をして下草が生えて、下草が森林の下におる、そういったことで保水能力や土石流の防止になるというのが理想な森林でございますし、できれば広葉樹のほうが保水力もあるし、土石流の防止にもなるというふうなことで、人工林が多いということも、ひとつの戦後今日まで植林をしてきた人工林が多いということも、全国的に流木の災害につながっておるといふようなことは私も十分認識をしておりますので、先ほども言いましたように間伐等を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（松崎浩司） 10 番面岡利昌君。

○10 番（西岡利昌） 結局はですね、農林課が担当だろうと思うんですが、そういうところでもう少しそういうふう啓蒙をするとか、山林の持ち主とかにですね、そういう建築を目的としたスギ・ヒノキも大切なんですけれども、そこらへんにいろいろ広葉樹とかいうのを混ぜて、混合林というんですけれどね、そういうのを混ぜるようにしたら、そして手入れもしていったら立派な建築材も採れるんだろうし、災害に強い森になるんですよというような、そういうところの手入れをする補助とか苗木をなんとかするとか、そういうことは町の農林課では検討はできませんか。

○議長（松崎浩司） 大内農林課長。

○農林課長（大内均） ただいまの西岡議員さんのご質問にお答えをさせてもらったらと思います。町長も申しましたとおり、本町では年間 50 から 70 ヘクタールの間伐を実施しておりますけれども、手入れが行き届いていない私有林も存在しております。本年 5 月に森林の管理を行政指導により、林業者などに集約する森林管理制度を創設するための、森林経営管理法が成立をしております。来年 4 月から施行されることとなっておりますので、本町におきましてもこの法の下、適正な森林整備に取り組んでまいりたいと考えております。また、広葉樹と針葉樹の根の状態もいろいろあるようですけれども、これら混ざった森林整備も、土壌の崩壊や流出防止に有効であるとも言われておりますので、それらにつきましても今後、取り組んでまいりたいと考えております。以上で、西岡議員のご質問にお答えをさせていただきます。

○議長（松崎浩司） 10 番西岡利昌君。

○10 番（西岡利昌） こういう森林づくりというのは一喜一憂といいますか、簡単にすぐできるということではないんです。長いやはり歴史が必要なんです。地道に毎年少しずつでもやっていくと、そういうことをやっぱり考えてですね、継続的なことをされるように。今、質問してちょっと問題になったからそのときだけっていうことではなくってですね、ずっと今後、本当に千年の森いうか、例えばですよ、ダムら造りました。それから土砂が溜まってだんだん水の治山が落ちてくるんです。能力が。森林はそういうふうに入手入れをしていったら、だんだんダムが 1 本 2 本 10 本って広がって行ってですね、治水力が高まっていく。そういうことがありますから、長い歴史がかかるけれども大切なことですよということを頭に置いていただくようお願いをいたします。続いてですね、避難場所はですね、その防災の自治体じゃなしに、自主避難いうんですかね。そこらへんの地域の方が適当に、危ないんですから自分がしなさいよということだけではなくて、やはり公助ということも入れて、やはり役場の担当課の方も行って、こういうときはお願いしますよと、一緒に自主防災の人とぐらいは行ってそういう努力はされたほうが。真備町でも、ちゃんとマニュアル通りにやったけれども被害が出ましたよというんですから、やっぱりそういう避難場所の選択が多いほど助かる率が多いんですから、そこらへんはあまり自助自助言うてですね、自分の命は自分で守れということだけではなしに、やっぱりちゃんとそういうことをアドバイスをせんと、避難勧告を早く出していますとか、そういうことはしている言うて、そういうことだけではやはりいかなので、実際に起こった時の避難が大切なんであってですね、あまり避難の勧告と

かいうのも乱発しますとですね、避難をしたいんですよ、避難所行ったら、誰でも。本当に災害が出たときは大変なことになりますから、あそこらへんも非常に検討され、慎重に、やはりいかなあというときはするし、これぐらいやったらいけるんじゃないかなというときは、その部分的なところだけを警告せんとですね、全体的にあまり関係ないところまで、砥部町全体危ないんですよというようなことを言ったら、かえって被害が出る時は出るんじゃないかと思います。そこらへんちょっとお考えをお聞かせください。

○議長（松崎浩司） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 自主避難の関係でございますけれども、面岡議員さんがお考えのとおりでありまして、浸水区域内を指定するのはだめですよという答弁させていただきましたけれども、例えば県営住宅のマンションでありますとか城南農協、それはもう自分が一時的な避難としては十分その本人の判断で、それは自主防災組織のなかで、私どものこの地域がこうなったら、ここへ一番に逃げとったら安全よねというようなところを、地域の皆様方で共有をしていただきたいというふうなことの答弁でございました。それと、今一般的に空振りはあるても許されるというふうなことでございますけれども、気象情報等もそうでございますが、かなり以前と比べたら警報にしても早い、解除にしても遅いというふうなことで、近年の災害でいたずらにというご質問かも分かりませんが、あまりにそういうことがないのにすると、いざという折に逃げのじゃないかということもなんとなく分かりはしますけれども、やはり我々行政としては、いち早くということが大事なというふうなことだけご理解をいただきたいし、今回でも自主避難ということで開設をいたしますと、やはり家におるよりは、もし降ってなかっても来させてくださいという人がおりますから、そういう人たちは家でおってください言うんじゃないかって、保健センターやったらいつでも来てくださいよというふうな形で開設をしておりますので、我々も職員との話のなかで、やっぱりそういった対応はしていかないかのじゃないかということがありますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（松崎浩司） 10番面岡利昌君。

○10番（面岡利昌） 最後に、もうひとつ質問をさせていただきます。例えばですね、避難をしますよと。自主避難で、そこらへんの人が個人的に避難をするんだと言って行くとしませぬ。医療技術大学が水害のときのなっとるかどうかは分かりませんが、例えば、農協などへ行ってもですね、夜間とか祭日ですね、そういうときに行ったときに鍵がかかって中へ入れませぬよ、2階上がれませぬよというようなことになつてれば、自主的に行っても意味がないんで、やはり公共的な役場のほうからそういうときはなんとか開けて、2階3階へ階段から上がって行けるようなそういう体制を取つとかなくってはですね、自主防災だけで危なかったらそこへ行ったら助かるんだということだけではちょっと、そこらへんの扉が開かなんたりとか、2階へ上がれるところの確保ができないとかいうようなことがあればちょっと心配だなと思いますが、それはどういうふうに。

○議長（松崎浩司） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 例えば具体的な話ですけれども、城南農協の建物の中には入れないか

も分かりませんが、通路には十分上がれますし、県営団地でありますと廊下には上がれるわけですから、それは個人の家の中に入るといっていきませんから、例えば、隣に丈夫な鉄筋のおうちがあって、そこはうちの家よりも安全だということであれば隣の人に避難をお願いしますと言えばどうぞということでございますので、そのあたりは、事前に町が避難所として鍵を開けておくようなこともどうかというような質問でございますけれども、そのあたりは自主防災の組織、地域住民との普段のお付き合いのなかで十分考えられる判断だというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（松崎浩司） 10番面岡利昌君。

○10番（面岡利昌） 医療技術大学は避難所になっていますか。どうなんですか。

○議長（松崎浩司） 相原総務課長。

○総務課長（相原清志） 面岡議員さんのご質問にお答えします。医療技術大学は町の指定避難所になっておりますが、大雨等の土砂災害が危険がある場合には、医療技術大学は開設はしないことになっております。それと、先ほど言われておりました指定避難所を開設する際には、必ずその施設の管理者、そして町職員が現場を見て安全を確認したうえでないと開設をしないというふうな流れになっております。ですから防災行政無線で放送をしたときには、その確認ができて、開設する準備が整っている状態ですので、指定避難所に行って入れないということをございませぬ。以上でお答えとさせていただきます。

○議長（松崎浩司） 10番面岡利昌君。

○10番（面岡利昌） それでは医療技術大学は避難所に指定をされているということですね。重信川の堤防は大体2階程度ぐらいしかないですから、高さが。あれよりかは上がることはないと思います。切れても。だから医療技術大学も2階以上じゃったら、十分洪水のときでも避難所になると思いますから、あそこらあたりもし切れたりして、洪水の場合には避難が速やかにできるように、そこらへんはきちっと話をさせていただいてですね、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（松崎浩司） 面岡利昌君の質問を終わります。5番菊池伸二君。

○5番（菊池伸二） 5番菊池伸二でございます。今日は2つの質問を用意させていただいております。質問の前に、7月の豪雨の災害で亡くなられた方については、本当、心よりご冥福をお祈り申し上げます。また、被災された方については、いち早くの復興を願っております。それでは質問させていただきます。まず1、中学校の制服等費用についてです。本年5月から6月にかけて2ヶ月間、公明党として、新たな政策課題に取り組むために、4種類のアンケート調査を全国100万人を対象に実施いたしました。もちろん、砥部もさせていただきました。アンケートのテーマのひとつで、子育てについて経済的な負担の項目の中で、制服や通学用品の購入や買い替え費用が重いとの回答が多いようでした。平成29年11月に、公正取引委員会は公立中学校における制服の取引実態に関する調査報告書の中で、学校に対し見直し提言を行っているようです。また、平成30年3月には、文部科学省により、学校における通学用服等の学用品等の適正な取扱いについての通知がなされているところです。そこで、教育長にお伺いいたします。1、公正取引委員会の提言や文部科学省の通知について

町の見解をお伺いいたします。2、町の公立中学校の制服の購入金額はいくらになってるでしょうか。よろしくお願いいたします。2、小学校教室にエアコンの設置をです。これは前議員、2名の方が説明、また一般質問してるんですけども、また再度質問させていただきます。以前、小学校の先生や保護者の方々から、夏の猛暑により教室で子供達が勉強できないので、教室にエアコンを設置して欲しいとの要望があり、一般質問で教育長にお伺いしたところ、大規模改修時にエアコンの設置を考えているとの回答がありました。四国内でも、すでに小学校の全教室にエアコンの設置をしている自治体があります。特に今年の夏は異常とも思われる暑さで、熱中症によって病院に搬送される方が例年より多いと思われています。そこで現在、小学校の教室へのエアコンの設置について、どのように検討をされているのか、また、設置の時期を早めることはできないのか、教育長にお伺いいたします。以上2点、よろしくお願いいたします。

○議長（松崎浩司） 武智教育長。

○教育長（武智省三） 菊池議員のご質問にお答えいたします。その前に、質問事項、またお答えの中に制服という名称があります。砥部町の場合は、昭和60年頃から制服という呼び方をやめまして標準服という形で、中学校の生徒手帳、あるいは保護者への案内は標準服という形で通しております。もう33年前のことでございます。会社につきましては制服という名前で、制服という形が今も通っておるかと思いますが、ただ砥部町内では標準服という形で、生徒のほうに呼び名を呼んでおります。では、菊池議員のご質問にお答えをいたします。はじめに中学校の制服等費用についてのご質問ですが、砥部中学校の標準服は、男子生徒には、日本被服工業組合連合会が仕様を定めた詰め襟型の標準服を、また女子生徒には、45年ほど前から当時の教員がデザインした学校独自のブレザーを指定しております。標準服を含む学用品については、価格や取扱店を示した保護者宛の案内文書を入学前にお渡ししており、標準服の取扱店は衣料品組合に加盟している町内4業者を掲載しておりますが、当該業者で必ず購入する必要はなく、学校の指定した標準服を販売できる業者であれば自由に購入することができます。また、標準服の購入金額は、サイズによって幅がありますが、男子の場合は2万5,070円から3万350円の範囲でこのサイズによって値段が決められております。女子の場合は2万6,520円となっております。砥部中学校の場合は、販売店については選択の範囲は広く、販売価格についても男女ともに全国平均を下回っており、適正に取り扱われているものと考えております。なお、女子のブレザーについては、学校独自のデザインを指定しておりますが、学校への所属意識の向上に資する面もあり、現時点で見直しの必要はないと考えております。最終的には校長の権限において判断すべきものでありますが、価格の高騰や、保護者からの見直し要望があった場合には、今回の提言等を踏まえ、柔軟に対応していくよう指導してまいりたいと思います。続いて2点目の、小学校教室にエアコンの設置というご質問につきましては、原田議員さんの町長答弁のとおりでございますのでご理解いただければと思います。以上で、菊池議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（松崎浩司） 5番菊池伸二君。

○5番（菊池伸二） ありがとうございます。例えば、小中学校の標準服を廃止とかいうふ

うな考え方は、今のところは教育長はどうお考えですか。

○議長（松崎浩司） 武智教育長。

○教育長（武智省三） ただいまの菊池議員さんのご質問にお答えいたします。5年10年前に、中学校の場合も標準服を改めて自由服にしたかどうかという地域の要望、話もでてまいりまして、一時、県内管内の中学校も考えたところがありますが、その話も今は標準服という形で通っております。小学校の場合は自由服にするという小学校もありまして、その形で自由服になっている小学校もある状況であります。以上で、菊池議員さんのご質問に答弁とさせていただきます。

○議長（松崎浩司） 5番菊池伸二君。

○5番（菊池伸二） ありがとうございます。我々公明党としても、この制服についてはアンケートのなかに、廃止したほうがいい、それともやはりあったほうがいいというやはりふたつの回答ができました。やはりあったほうがいいのは、いろいろ買い揃えるのがめんどくさいということで、制服があったほうがいいのは、それを着させておけばいいというようなこととふたつありまして、家の服をそのまま学校に行ったら安くつくんじゃないかという答えもありましたし、現在、砥部の場合は標準服を利用することなので、それを廃止するという、してほしいという意味ではないので、今回のこういう教育委員会、また公正取引委員会のことをちょっとお伺いしたかっただけなんですけれども。それで、ちょっと町長にお伺いしたいんですけども、この標準服の2万5千から3万なんですけれども、これは別に支援というのは今は全然されてないんでしょうか。そこだけちょっと。

○議長（松崎浩司） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 私に質問ということでございまして、私が答えるよりも教育委員会のほうが正確かと思しますので、ぜひ教育委員会のほうからお願いします。

○議長（松崎浩司） 門田学校教育課長。

○学校教育課長（門田敬三） 菊池議員さんの標準服に対する支援についてのご質問でございますが、一般的な学生さんについては支援はございません。ただし、生活保護に準ずる家庭に属する児童生徒につきましては就学援助ということで、入学用品等の支援をさせていただいております。

○議長（松崎浩司） 5番菊池伸二君。

○5番（菊池伸二） ありがとうございます。生活困窮者の方には支援しておるということで、一般の方にはというのは私もそこまではとは考えてますけど、できるだけそういうところを見ていただいて、支援のほどまたよろしく願いいたします。続きまして、小学校にエアコンの設置をということで、先ほどから2名の議員の方から説明があったと思いますし、町長も、どうしても補助がおりない場合は独自でやるぞということで回答をいただいたんですけども、そのときにやはり早くつけていただくためには、例えば今、申請準備をされてると思うんですけども、それと同時に、例えば、砥部町の単独で行う場合を同時進行というのは、そこらへんは町長、することはできないんですか。そうすれば設置が早いと思うんですけども。

- 議長（松崎浩司） 佐川町長。
- 町長（佐川秀紀） 同時進行というのは、4校が同時という意味でしょうか。
- 5番（菊池伸二） そうじゃなしに、例えば、補助がおりないことを考えて、そういう予算の考え方でいいです。
- 町長（佐川秀紀） それはおりないということが決定してもやるという考えでございますので、そういう意味で同時進行ということならそうしたいというふうに考えています。
- 議長（松崎浩司） 5番菊池伸二君。
- 5番（菊池伸二） ありがとうございます。前回もこういうことで一般質問させていただいたんですけども、今回はより深くなって、来年度ということでやはり町民の方、また小学生の親御さんにも発表できるんじゃないかと思っておりますので、また町長よろしくお願ひいたします。教育長もよろしくお願ひいたします。以上で質問を終わります。ありがとうございます。
- 議長（松崎浩司） 菊池伸二君の質問を終わります。一般質問を終わります。
以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。本日は、これで散会します。

午前 11 時 36 分 散会

平成 30 年第 3 回砥部町議会定例会（第 2 日） 会議録

招集年月日	平成 30 年 9 月 7 日		
招集場所	砥部町議会議事堂		
開 会	平成 30 年 9 月 7 日 午前 9 時 30 分 議長宣告		
出席議員	1 番 柿本 正 4 番 東 勝一 7 番 森永茂男 10 番 西岡利昌 13 番 井上洋一 16 番 三谷喜好	2 番 佐々木公博 5 番 菊池伸二 8 番 松崎浩司 11 番 政岡洋三郎 14 番 中島博志	3 番 原田公夫 6 番 佐々木隆雄 9 番 大平弘子 12 番 山口元之 15 番 平岡文男
欠席議員	なし		
地方自治法 第 121 条第 1 項の規定に より説明の ため会議に 出席した者 の職氏名	町 長 佐川秀紀 教育長 武智省三 企画財政課長 大江章吾 戸籍税務課長 富岡 修 介護福祉課長 門田伸介 建設課長 白形敏明 生活環境課長 田中克典 会計管理者 門田 巧 学校教育課長 門田敬三	副町長 上田文雄 総務課長 相原清志 地域振興課長 岡田洋志 保険健康課長 松下寛志 子育て支援課長 田邊敏之 農林課長 大内 均 上下水道課長 西松伸一 広田支所長 高橋 桂 社会教育課長 町田忠彦	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 前田正則 庶務係長 楠 耕一		
傍 聴 者	1 人		

平成 30 年第 3 回砥部町議会定例会議事日程 第 2 日

・開 議

- 日程第 1 承認第 5 号 専決処分第 5 号の承認について(平成 30 年度砥部町一般会計補正予算(第 3 号))
- 日程第 2 承認第 6 号 専決処分第 6 号の承認について(平成 30 年度砥部町一般会計補正予算(第 4 号))
- 日程第 3 報告第 7 号 平成 29 年度砥部町の健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第 4 報告第 8 号 平成 29 年度砥部町継続費精算報告について
- 日程第 5 報告第 9 号 平成 30 年度(平成 29 年度事業)砥部町教育委員会点検評価について
- 日程第 6 議案第 36 号 砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 37 号 砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 38 号 平成 30 年度砥部町一般会計補正予算(第 5 号)
- 日程第 9 議案第 39 号 平成 30 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 10 議案第 40 号 平成 30 年度砥部町農業集落排水特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 11 議案第 41 号 平成 30 年度砥部町浄化槽特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 12 議案第 42 号 平成 30 年度砥部町公共下水道事業会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 13 議案第 43 号 平成 29 年度砥部町水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第 14 認定第 1 号 平成 29 年度砥部町一般会計決算認定について
- 日程第 15 認定第 2 号 平成 29 年度砥部町国民健康保険事業特別会計決算認定について
- 日程第 16 認定第 3 号 平成 29 年度砥部町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第 17 認定第 4 号 平成 29 年度砥部町介護保険事業特別会計決算認定について
- 日程第 18 認定第 5 号 平成 29 年度砥部町とべの館特別会計決算認定について
- 日程第 19 認定第 6 号 平成 29 年度砥部町とべ温泉特別会計決算認定について
- 日程第 20 認定第 7 号 平成 29 年度砥部町農業集落排水特別会計決算認定について
- 日程第 21 認定第 8 号 平成 29 年度砥部町浄化槽特別会計決算認定について
- 日程第 22 認定第 9 号 平成 29 年度砥部町公共下水道事業会計決算認定について
- 日程第 23 認定第 10 号 平成 29 年度砥部町水道事業会計決算認定について

・散 会

平成 30 年第 3 回砥部町議会定例会

平成 30 年 9 月 7 日 (金)

午前 9 時 30 分開議

○議長 (松崎浩司) ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第 1 承認第 5 号 専決処分第 5 号の承認について(平成 30 年度砥部町一般会計補正予算(第 3 号))

日程第 2 承認第 6 号 専決処分第 6 号の承認について(平成 30 年度砥部町一般会計補正予算(第 4 号))

(報告、質疑、討論、採決)

○議長 (松崎浩司) 日程第 1、承認第 5 号、専決処分第 5 号の承認について及び、日程第 2、承認第 6 号、専決処分第 6 号の承認についての 2 件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。大江企画財政課長。

○企画財政課長 (大江章吾) それでは、承認第 5 号、専決処分第 5 号の承認について、そして承認第 6 号、専決処分第 6 号の承認につきましてご説明をさせていただきます。まず、専決処分第 5 号の承認でございます。お手元をお願いをいたします。承認第 5 号、専決処分第 5 号の承認について、地方自治法昭和 22 年法律第 67 号第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決を処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成 30 年 9 月 7 日提出、砥部町長佐川秀紀。この専決処分でございますけれども、今年の 7 月の西日本豪雨によりまして被害を受けました、公共土木施設などの復旧に必要な経費のうち、早急に復旧にむけて着手すべきものにつきまして、7 月 23 日付けで一般会計予算を専決処分により、補正をさせていただいたものでございます。それでは、補正予算書の 1 ページをお願いをいたします。平成 30 年度砥部町一般会計補正予算第 3 号、平成 30 年度砥部町の一般会計補正予算第 3 号は、次に定めるところによる。第 1 条歳入歳出予算補正、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 840 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 92 億 432 万 2 千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。第 2 条地方債補正、地方債の追加は、第 2 表地方債補正による。平成 30 年 7 月 23 日専決、砥部町長佐川秀紀。それでは、補正予算書の 3 ページをお願いをいたします。歳出でございます。6 款農林水産業費につきましては、1,713 万円を追加いたしまして 2 億 5,022 万 3 千円といたしました。1 項農業費、2 項林業費とも農道林道などの崩土撤去のための機械借り上げ料でございます。8 款土木費につきましては、4,900 万円追加し 5 億 8,981 万 3 千円といたしました。町道等の崩土の撤去のための機械借り上げ料でございます。9 款消防費につきましては、397 万 1 千円を追加し 5 億 98 万 8 千円といたしました。災害対応 10 人の職員の時間外勤務手当等でございます。11 款災害復旧費を、3,830 万円追加をいたしました。1 項公共土

木施設災害復旧費、2項農林水産業施設災害復旧費につきましては、工事の測量調査設計委託料などでございます。3項厚生労働施設災害復旧費につきましては、簡易給水施設の工事請負費でございます。2ページをお願いいたします。歳入でございますが、繰越金1,590万1千円、諸収入300万円、町債8,950万円を充てております。町債でございますが、4ページをお願いいたします。地方債補正でございます。災害復旧事業といたしまして8,950万円を追加するものでございます。以上で説明を終わります。続きまして、専決処分第6号につきましてご説明をさせていただきます。承認第6号、専決処分第6号の承認について、地方自治法昭和22年法律第67号第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成30年9月7日提出、砥部町長佐川秀紀。この専決処分でございますけれども、7月の西日本豪雨より被害を受けた公共土木施設等の復旧に向け、先ほど説明いたしました、7月23日に専決処分により一般会計補正予算を補正させていただきましたが、その後、被災者生活再建緊急支援金制度が創設されたことから、早急に被災世帯の生活再建に必要な経費を補助するため、被災者生活再建緊急支援金について、8月6日付けで一般会計予算を専決処分により補正をさせていただいたものでございます。それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。平成30年度砥部町一般会計補正予算第4号、平成30年度砥部町の一般会計補正予算第4号は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算補正、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ180万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億612万2千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成30年8月6日専決、砥部町長佐川秀紀。それでは、補正予算書の3ページをお願いいたします。歳出の3款の民生費でございます。180万円を追加いたしまして39億8,683万8千円といたしました。3項災害救助費で被災者生活再建緊急支援金でございます。2ページをお願いいたします。歳入でございますが、14款県支出金120万円、18款繰越金60万円を充てております。以上で説明を終わります。承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松崎浩司） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 質疑なしと認めます。

討論及び採決は、1件ごとに行います。承認第5号、専決処分第5号の承認について、討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 討論なしと認めます。

承認第5号の採決を行います。本案は、承認することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（松崎浩司） 全員起立です。ご着席ください。

よって承認第5号は、承認することに決定しました。

承認第6号、専決処分第6号の承認について、討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（松崎浩司） 討論なしと認めます。

承認第6号の採決を行います。本案は、承認することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（松崎浩司） 全員起立です。ご着席ください。

よって承認第6号は、承認することに決定しました。

~~~~~

日程第3 報告第7号 平成29年度砥部町の健全化判断比率及び資金不足比率について (報告、質疑)

○議長（松崎浩司） 日程第3、報告第7号、平成29年度砥部町の健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。提出者の報告を求めます。大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） それでは、平成29年度砥部町の健全化判断比率及び資金不足比率につきましてご報告をさせていただきます。報告第7号をお手元をお願いをいたします。報告第7号、平成29年度砥部町の健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、平成19年法律第94号第3条第1項に規定する健全化判断比率及び同法第22条第1項に規定する資金不足比率について、別紙監査委員の意見を付けて報告する。平成30年9月7日提出、砥部町長佐川秀紀。まず1、平成29年度砥部町健全化判断比率でございますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては赤字はございません。実質公債費比率につきましては、昨年度より0.1ポイント上昇いたしまして1.5%となります。将来負担比率につきましては、昨年度0に対しまして16.3%となりました。2、平成29年度砥部町公営企業資金不足比率でございますが、公共下水道事業会計、農業集落排水特別会計、水道事業会計のいずれの会計につきましても資金不足はございません。別紙といたしまして、監査委員の審査意見書を添付しております。8月29日に審査を受け、健全化判断比率、資金不足比率とも是正改善を要する事項について、特に指摘すべき事項はないとの意見をいただいております。それでは、お手元に資料をお配りをしております。報告第7号の資料、A4の横のものでございますけれども、こちらのほうをお手元をお願いをいたします。その3ページをお開きください。上の表でございますが、平成25年度決算から29年度決算までの5年間の指標の推移を表しております。実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、備考に記載しておりますようにいずれも黒字となっておりますので、赤字はございません。実質公債費比率につきましては、25年度の5.5%から徐々に下がり28年度の1.4%を最低に、29年度は0.1ポイント上昇し1.5%となりました。地方債の元利償還金が増加したこと、標準財政規模が下がったことが大きな要因となっております。実質公債費比率は、町が持つすべての会計と関連する一部事務組合等までを含めて、一般会計を負担する公債費等が標準財政規模に占める割合を示すものでございます。指標は上昇したものの、警戒ラインとする25%よりはかなり低い数字となっております。次に、29年度の将来負担比率でございますが16.3%となりました。昨年度までは0でございますので、16.3ポイント上昇

したこととなります。将来負担比率につきましては、関連する一部事務組合、第三セクターまでを含め、地方債残高や地方債に充てる公営企業への繰入額、一部事務組合の負担金など、将来負担すべき額が標準財政規模に占める割合を示すものでございます。将来負担比率が上昇した要因でございますが、給食センターなどの事業によって借り入れた地方債残高が上昇したことや、それらの事業を実施するために取り崩しました基金残高が減少したこと、また、標準財政規模が減少したことなどが主な要因となっております。16.3%になりましたが、警戒ラインといたします 350%よりはかなり低い数字となっております。次の下の表の、公営企業会計の資金不足比率でございますが、公共下水道事業会計は4億81万1千円の剰余金、農業集落排水特別会計は2千円の剰余金、水道事業会計は4億600万5千円の剰余金がございます。従いまして、資金不足はございません。以上のようなことから、砥部町の財政は健全であろうと言えます。以上で報告を終わります。

○議長（松崎浩司） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
「質疑なし」

○議長（松崎浩司） 質疑なしと認めます。
以上で、報告第7号を終わります。

~~~~~

#### 日程第4 報告第8号 平成29年度砥部町継続費精算報告について (報告、質疑)

○議長（松崎浩司） 日程第4、報告第8号、平成29年度砥部町継続費精算報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町田社会教育課長。

○社会教育課長（町田忠彦） 平成29年度砥部町継続費精算報告についてご説明いたします。報告第8号をご用意ください。報告第8号、平成29年度砥部町継続費精算報告について、平成29年度砥部町継続費精算報告書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告する。平成30年9月7日提出、砥部町長佐川秀紀。次に、精算報告書をお手元をお願いいたします。砥部焼磁器創業240年を記念いたしまして、平成29年7月29日、30日に砥部町民ミュージカル・シンパシーライジング砥部焼ものがたりを開演いたしました。このミュージカルは、株式会社ジョイアートと業務委託契約を結び開催したものです。平成28年度においては、320万円の予算に対して304万8,473円の支出です。主な支出内容といたしまして制作委託の委託料が284万4,200円、それと、ワークショップ等のチラシ、ポスターなどの印刷製本費などです。平成28年度の残額は15万1,527円となり、平成29年度の予算額526万3千円と残額15万1,527円を加えた、541万4,527円が平成29年度に支出できる金額となります。平成29年度は506万2,068円の支出で、主な支出の内容といたしまして業務委託料470万8千円、それと、ポスター等の印刷費などで残額は35万2,459円となりました。以上で、平成29年度砥部町継続費精算報告について説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（松崎浩司） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。



「質疑なし」

○議長（松崎浩司） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第8号を終わります。

~~~~~

日程第5 報告第9号 平成30年度(平成29年度事業)砥部町教育委員会点検評価について
(報告、質疑)

○議長（松崎浩司） 日程第5、報告第9号、平成30年度平成29年度事業砥部町教育委員会点検評価についてを議題とします。提出者の報告を求めます。武智教育長。

○教育長（武智省三） 報告第9号資料をお手元にお願いいたします。平成30年度平成29年度事業砥部町教育委員会点検評価について、報告第9号、平成30年度平成29年度事業砥部町教育委員会点検評価について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、平成30年度平成29年度事業砥部町教育委員会点検評価報告書を別冊のとおり提出する。平成30年9月7日提出、砥部町教育委員会。それでは、砥部町教育委員会の点検評価についてご説明させていただきますので、報告書の1ページをご覧ください。この点検評価は法律の規定によりまして、教育委員会が所管する事務の管理・執行状況について点検・評価し、毎年報告させていただいているものです。点検評価の取組みの趣旨につきましては、効果的・効率的な教育行政の推進、職員の意識改革、町民との信頼関係の構築を図るため点検評価を実施しております。次に、点検評価の対象事業は、29年度の事業をふたつの区分で表記しております。ひとつは、教育委員が直接関与している事業、あるいは活動している事業を、教育委員会の活動状況として4ページから9ページに記載しております。もうひとつは、教育委員会における事務の管理・執行状況でございます。10ページから12ページの一覧にありますように、全部で56項目について自己評価をいたしました。評価は従来通り4段階で行い、一覧の右から3列目の評価欄に記載しております。それでは、29年度の実施事業の概要についてご報告申し上げます。まず、学校教育関係ですが、人間性豊かな砥部の子どもの育成を基本目標として、豊かな心、確かな学力、健やかな体など生きる力を育み、徳・知・体の調和のとれた子どもの育成に努めるとともに、教職員の資質の向上や、安全・安心な学校づくりに取り組みました。広田小学校の統合事業では、広田地区の住民及び学校関係者のご支援・ご協力により、29年4月に玉谷小学校・高市小学校、及び広田小学校の3小学校を統合し、新広田小学校がスタートいたしました。統合に伴う児童数の増と山村留学児童の確保により、広田小学校では複式学級の解消や、教育活動の選択肢が増えるなど学校教育の質の向上を図ることができました。また、大規模災害時に学校が果たすべき役割を再認識し、学校における危機管理体制を確立するため、学校防災力の強化事業を昨年度に引き続き実施いたしました。防災教育推進連絡協議会で、災害時における学校施設の利用計画や、教職員の協力体制を確認するとともに防災士を養成するなど、学校防災力の強化に取り組みました。給食センター改築事業では、砥部と広田の給食センターを統合し学校給食衛生管理基準を満たす新給食センターを建設し、当初の予定通り9月から稼働いたしました。新給食センター

は、ドライシステムの導入、非汚染区域と汚染区域の明確な区分、専用のアレルギー対応調理室を設置するなど、安全・安心な給食の提供に配慮した施設となっています。また、砥部学校給食センター跡地を宮内幼稚園・保育所の駐車場として整備し、利用者の利便性と安全性を高めました。幼稚園では、心豊かでたくましい砥部の子どもを育てることを目標に、楽しい遊び場や仲間づくりを通して、豊かな人間性の芽生えを培う教育を実践するとともに、保育所や小学校との交流推進など、幼稚園・保育所・小学校で連携を取り合い就学前教育の充実に努めました。また、30年度からの認定こども園の導入に向けた準備や、預かり保育の開始に向けた準備に取り組みました。次に、社会教育関係におきましては、心豊かな人間づくりのまちを目指し、町民の皆様とともに生涯学習・文化・スポーツの振興に取り組みました。地域で学ぶ生涯学習環境の整備充実としましては、社会教育関係団体の育成、家庭教育の支援、人権教育の推進などに取り組みました。放課後子ども教室では、地域の協力を得ながら心豊かで健やかな子どもを育成するために、放課後の空き教室を利用しレクレーションや砥部焼の絵付けなど、様々な体験活動を実施いたしました。29年度から宮内小学校でも開始し、29年度中の麻生・宮内・砥部小の3つの教室の参加延べ人数2,107名になりました。また、本町の生涯学習の拠点施設である中央公民館は、建設後40年を経過し老築化が進んでいます。公民館利用者の安全・安心の確保のために、30年・31年度の2ヵ年で耐震補強及び大規模改修工事を計画しております。29年度に工事の実施計画を委託いたしました。地域と織りなす文化の振興では砥部焼磁器創業240年を記念し、砥部町出身の大森研一映画監督が脚本を描いた、砥部町民ミュージカル・シンパシーライジングを公演し、本町の歴史・文化の継承と、住民参加のまちづくりを推進いたしました。また、ふるさとの伝承を学び伝えるため、旧砥部地域で語り継がれてきた24編の民話や伝承をまとめた、とべの物語を発刊いたしました。スポーツ・レクリエーションの振興では、住民がスポーツを通じて健康への関心を持ち、体力づくりを習慣化できるよう、サイクリング大会陶街道まるごとスタンプラリー自転車でGOをはじめ、各種スポーツ・レクリエーション事業を実施いたしました。また、社会体育施設の利用者が安全かつ快適に利用できるよう障害者トイレなどの施設環境整備や、公園遊具の安全点検などを行いました。そのほか、ここの事業別評価の説明は省略させていただきますが、56事業のうち順調と評価した事業が14事業、概ね順調と評価した事業が39事業、やや順調でないとして評価した事業が3事業で、全体を総括して概ね順調であったと考えております。これも、議員の皆様をはじめ理事者のご支援・ご指導と、町民の皆様のご理解・ご協力によるものでございます。深く感謝とお礼を申し上げます。なお、今回の点検評価にあたりましては、元愛媛県中予教育事務所長の小田正志氏に外部評価をお願いし、基本施策ごとにご意見をいただいております。その意見も73ページから添付させていただいております。今後とも、様々な教育課題や問題点、社会情勢や環境の変化などに対応しながら、事業の精選も含め改善に取り組み、事業の充実に取り組んでまいりたいと考えております。この点検評価につきましては、お気づきの点がございましたらご指摘・ご指導をいただきたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。以上で、報告第9号の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（松崎浩司） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 2点ばかり教育長お尋ねいたします。まず第1点は、昨年も申しあげましたように埋蔵文化に関する調査費、経費的においては3万円そこそこで、果たしてこれで、埋文の宝といわれる砥部町で十分な予算か、あるいは来年度これ以上の経費をもってやるのかというのがまず第1点。もう1点は坂村真民記念館ですね。この報告書によっても27年の入館者から28年の入館者を引いた場合にですね、29年引いた場合に約2,800人も減少しておる。単純計算したら、これ3年後にはなくなりますよね、統計上の数字でいうたら。具体的にこれどうにして、しかも、概ね順調じゃない・やや順調じゃないというのが3件のうちの1件で、やっぱりこれずっと固定しておるんですね、去年からも。残念ながら。これどうしたらいいんでしょうね、教育長。お尋ねいたします。

○議長（松崎浩司） 町田社会教育課長。

○社会教育課（町田忠彦） 三谷議員さんのご質問についてお答えさせていただきます。まず埋蔵文化財のほうなんです、砥部町のスタンスとしてなんです、開発があったところに対して埋蔵文化財の調査を行うといったところのスタンスになっております。埋蔵文化財とは関係はございませんが、今回の補正予算のほうで砥部の歴史講座とか、そういった歴史の埋蔵文化財も踏まえた歴史の講座等も行いたいと思っております。そういった事業のほうも、今後、また展開していきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願ひいたします。次に、坂村真民記念館のほうなんです、確かにニーズがかなり減ってきているというのが顕著に表れているかと思ひます。担当課といたしましても、多くの方に来ていただきますように努力、いろいろと方法を考えております。その1点として、昨年度から近隣の学校のほう、砥部町以外、町外のほうも訪問いたしまして、ぜひ校外活動とかそういったところで、ぜひ坂村真民記念館を利用してくださいといったことを学校のほうにお願ひに行っております。そういった結果が、今後、表れてくればいいというふうに考えておりますので、もう少し長い目で見て増加できればいいなというふうには考えております。以上です。

○議長（松崎浩司） 16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 前に、私が一般質問でもね、埋蔵文化財について質問をしました。そうしてひとつは、広田の旧庁舎にある集めとるものの整理すると言われました。答弁してるでしょ。それもできてないんですからね、成果も。どうしますか。来年はあれを、この経費でおそらく無理だと思いますよ。その計画あたりをお聞きしたいのと、今言う、坂村真民先生の話、そんな他人的な、他力的な力ではいけない。もっと根本的なものを見直さんといかんのじゃないんでしょうかね。これについて教育長自身からお尋ねしたいと思ひます。

○議長（松崎浩司） 武智教育長。

○教育長（武智省三） 三谷議員さんのご質問にお答えいたします。文化財の保護につきましては本当に町の歴史でありますし、後世に残していかなければならない貴重な史料であります。また掘り起こしについても、地域の遺産あるいは遺跡、そういったものの発掘を続けていかなければならない、努力をしていかなければならないと思っております。特に先般、

学芸員も町職員として採用していただきまして、順次ではありますが、新しい感覚で広田地域・砥部地域の文化財についても、まとめる事業を取組んでおります。特に今回、次年度に、31年度になりますが、砥部の文化財としても30年近く経っております今の資料を、来年度に新しくする予定を、計画をとっております。また、課長がお答えしたわけですが、新しく砥部町の住民として、現在は半数近くは町外から住んでおられる方がおられます。そういった方に、ふるさと砥部のすばらしさを知っていただくことも大きな事業のひとつと考えております。今年度から、砥部の歴史という形で、古墳・縄文から、無土器文化からずっと現在までの流れの中で、1回のお話しでは終わりませんので、シリーズで町民の方にお知らせして聞いていただいたり、砥部の良いところ、ふるさとの歴史を知っていただく事業を、新しく取組む形になっております。特に砥部町では、すばらしい先生がおられますので、そういう先生を活用して講義をしていただいて、より広く文化の問題については広げていきたいと考えております。それからもう1点、真民記念館でございますが、言われるように、従来から参加者、また町外からの見学者をいかに広めるかというのは、この記念館の大きな課題のひとつであります。ひとつ取組んで効果が表れるというのはなかなかないわけですが、まずはひとつは、教育施設として子どもたち、砥部に住んでいる子どもたちに、やはり記念館のすばらしさ、あるいは遺った作品のすばらしさを勉強してもらいたいということを第一の目標にして、教育施設として取組んでおります。また営業面につきましては、参加者を町外の人達を増やすということで、いろいろな形で企画をしているわけですが、先ほど、三谷議員さんが言われましたように、見学者が年々少なくなっている、このことにつきましては、事務局のほうも大きな課題のひとつと考えております。そういった面に新しいアイデアを持って、真民記念館の振興といいますか、町内・町外に向けての取組みに努めてまいりたいと思っておりますので、またいろいろな面でご指導していただけたらと思います。以上で、三谷議員さんのご質問に、お答えに代えさせていただきます。

○議長（松崎浩司） 16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 教育長の答弁で期待をしております。来年これがね、ここが2位や1位にあがるように立派な予算も計上してですね、やっていただきたいと思います。そして坂村真民記念館、これお恥ずかしい話ですが、私は近所において3年間行ったことないんですよ。おそらく議員の皆さんのなかでね、何人行かれた方がいらっしゃるかもしれません。そういうふうな足の運びやすいような環境にする。これで抜本的にやらなかったら人は増えんと思いますよ。そこらあたり町長よくお含みの上、教育長ともご相談のうえ進めていただきたいと思います。以上、よろしく願いいたします。

○議長（松崎浩司） ほかに質疑ありませんか。6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） 73ページ、ちょっとご覧になっていただきたいんですが、小田先生が一番最後のところに、学校のところで外国語活動が開始されというような文章があります。たまたまなんですが、先日、テレビ観てましたら、小学校の先生が研修を受けてるところがあるんですね。それはなにかというと、小学校で英語が始まったんで、英語の勉強するんだというふうなことでやってる場面がありました。インタビューなんかもしているなかにです

ね、まだ若い女性の先生だったんですが、私は小学校の教師になったのは英語がないからな
ったんですというふうなね、はっきりとそういうことを言っている方もいたりして、今から
英語を勉強せないかんのだというふうなことを言っていたのがちょっと気にはなったんですが、
この小田先生の指摘のところでは、基本的には外部に頼るようなことが必要だろうというふ
うなことと併せてですね、英語力と技術指導の向上のための研修の機会をつくる体制をつく
りなさいというふうな指摘もあります。そういうようなことで具体的に教育委員会では、こ
の英語教育、特に小学校の先生のところではどういう形で先生の実力と申しますか、基礎知
識も含めてね、アップさせるのかというふうなことをお考えなんでしょうか。

○議長（松崎浩司） 武智教育長。

○教育長（武智省三） 佐々木議員のご質問にお答えいたします。ご指摘のとおり、小学校
につきましては30年度、本年度から英語科という教科で、5・6年生は週に2時間、教科と
して授業を受けております。また、3・4年生は外国語教育という形で進めております。そ
れぞれ学級担任が英語も教えることになっております。それぞれ小学校の教員も英語に堪能
な者もおるし、苦手な者もおり、そのあたりは新しい学習指導要領のなかで、大きな課題に
なっておるわけですが、それは教員として資格を持って任用された者にとっては、研修を深
めてそういうのに対応するのが、職員としての大きな仕事でありますので、最初の30年度に
スタートしたわけですが、一生懸命子どもたちに正確な英語教育を行えるよう、今、研修等
で取り組んでいるところであります。また町としての研修には、英語教育というのは町単
独ではなかなか講師陣も揃えることできませんので、これは県教委のなかで研修を持って、それ
に対応して教員が研修しているのが今の状態であります。また、学校訪問のときにも小学校
の担任が英語の授業を公開して、自分の指導力を高めている様子はいかがなところであ
ります。もう2点目あったでしょうか。すみません。以上で、佐々木議員のご質問にお答え
とさせていただきます。

○議長（松崎浩司） 6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） 質問ではありませんが、今、答弁のなかにもありましたが、必ずし
も英語が得意でないという先生方もおいでるんで、これから先生方が大変だろうと思いま
すんでね、そのへんをうまくフォローしながら、先生達がしっかりと身に付けていただけるよ
うな指導をしていただければと思います。

○議長（松崎浩司） ほかに質疑ありませんか。10番西岡利昌君。

○10番（西岡利昌） 文化財の対象かどうかはちょっと分からないんですけど、今までに災
害があったというような、明治何年にありましたよというような碑があると思うんですが、
そういうのも光を当てると申しますか、注目をさせていただいてですね、今後のそういうこ
とに活かしていく、そういうことは考えられませんか。

○議長（松崎浩司） 町田社会教育課長。

○社会教育課長（町田忠彦） 西岡議員さんの質問にお答えいたします。災害の碑というこ
とで、高尾田のところはかなり昔、昭和20年代ぐらいかと思いますが、水害があったとい
う碑があるかと思っております。そういったものを、もちろん文化財には登録はしておりませ
んが、

大きな石碑等々もありますので、そういったものも、今後、文化財としての登録ではなく、遺跡のひとつとしてまた検証はしていきたいと思います。そちらを踏まえて、また防災の教育ということにはなるのかもしれませんが、それも教材のひとつになるかと思います。以上で、お答えとさせていただきます。

○議長（松崎浩司） ほかに質疑はありませんか。9番大平弘子君。

○9番（大平弘子） Q-Uについて教育長にちょっとお尋ねいたします。どのように学校でアンケートが役に立っているのか、また役に立ったか、成果があったかをお聞きしたいんですが。お願いします。

○議長（松崎浩司） 武智教育長。

○教育長（武智省三） 大平議員さんのご質問にお答えいたします。Q-Uアンケートでございますが、中学校で年2回調査をしております。このアンケートにつきましては、楽しい学校生活、あるいは友達関係、あるいは悩みといった項目がありまして、その項目ごとに個人のいろいろな問題が浮き出てくるというような、参考になる資料として活用しております。特にいじめ問題を含めて人間関係のところあたりも把握することができますし、友達関係も、昔よく使っておりましたソシオグラムとか人間相関図といった、友達はどんな友達がいまいますかという個人的な、プライバシーの問題ですけれども、学級担任がそれを把握することができます。そういった面から、不登校とかいじめ問題、あるいは学級の楽しさと、そういったものもアンケートの資料のなかに入っておりますので、それを利用しながら十分、学級担任・学校としては活用効果があるものと考えております。また、集計したのもございますので、ご要望でしたら見ていただいて確認もしていただきたらなと思っております。以上で、大平議員さんのお答えとさせていただきます。

○議長（松崎浩司） ほかに質疑はありませんか。5番菊池伸二君。

○5番（菊池伸二） 今の質問に関連するんですけども、73ページの外部評価のなかで、やはり先生が仕事としてのメンタルですか、ヘルス問題を抱えている教職員が多いと。そのなかに、その下にもいじめ・不登校をはじめ、学校への不適應児童とか生徒が増えてきているということなんですけども、やはりそういう先生に教えてもらってる生徒さんというのは、不安になるのがでてくるんじゃないかなと思うんですけど、そのへん教育長、どうなんですか。

○議長（松崎浩司） 武智教育長。

○教育長（武智省三） 菊池議員さんのご質問にお答えいたします。先生方の健康状態、あるいは精神的な不安があるかどうか、教育委員会も把握し、また学校の経営者である学校長も把握することが大事な、ひとつの大きな、組織としての大事なことだと思っております。最近のご指摘のとおり、先生方にも悩みを抱えたり、あるいは精神的に落ち込んだ先生も見られます。そういった点の早く対応して、先生方に自信を持って元気な、生徒への教授活動できるように取組んでおるわけですけども、メンタルの面につきましては、経営者であります学校長と教職員の把握・認識というのが、大変重要なことと思っております。その先生方が、児童・生徒に教授するわけですので、先生方が元気でなければ子どもたちも元気にならない

のも、これは当然のことです。そのなかで、現在の学校へ欠席がちな不登校の生徒とか、家庭的な問題を抱える生徒の実態把握もきちんとして、対応していかなければならないわけですが、特に不登校につきましては、特に悩んでいる先生、精神的に落ち込んでおられる先生の状況で不登校がでたり、あるいは学校が起因になったりするようなことは、これはあってはならないことで、それはしっかり把握して、子どもたちが先生の原因でそういう状況になるということは、今申し上げたようにあってはならないことで、早くそういう問題を見つけて、対応していきたいと思っております。特に不登校につきましては、教育委員会に資料としてあがってまいりますのは、年間で30日を超えた児童・生徒は不登校傾向がありますよと、人数的なこと資料があがってまいりますけれども、大体、平均的にみますと、県内、小中学校も学校の3%、500人おりましたら15人程度が大体のそういう状況の人数になっているような状況であります。中学校もそういった面もありますので、毎月あがってきます子どもを思慮した内容も、資料としてあがってまいりますので、学校と連携をとりながら、不登校状態が改善されるように努めているところではあります。以上で、菊池議員さんのご質問にお答えをさせていただきました。

○議長（松崎浩司） ほかに質疑はありませんか。質疑を終わります。

以上で、報告第9号を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は午前10時40分の予定です。

午前10時24分 休憩

午前10時40分 再開

~~~~~

## 日程第6 議案第36号 砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について

(説明、質疑、厚生文教常任委員会付託)

○議長（松崎浩司） 再開します。日程第6、議案第36号、砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。門田介護福祉課長。

○介護福祉課長（門田伸介） それでは、議案第36号、砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正についてご説明いたします。議案第36号の議案書をご覧ください。砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成30年9月7日提出、砥部町長佐川秀紀。改正内容でございますが、同条例に囲みで入れておりますけれども、別表町長の部に次のように加えるものでございます。まず附属機関といたしまして、砥部町介護保険サービス事業者選定委員会、それから担任する事項につきましては、地域密着型サービス等の介護サービス基盤整備における介護保険サービス事業者の選定について、必要な事項を審議すること。そして、構成員の数の定限は10人ということで、10人以内の構成とするものでございます。附則といたしまして、第1項で、この条例は、公布の日から施行する。第2項では、同時に砥部町の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に係る条例の一部を改正しまして、砥部町介護保険サービス事業者選定委員会委員の日額報酬の額を7千

円とするものでございます。提案理由でございますが、砥部町介護保険サービス事業者選定委員会を附属機関として規定するため、提案するものでございます。以上で、説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松崎浩司） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

「質疑なし」

○議長（松崎浩司） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第 36 号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松崎浩司） 異議なしと認めます。

よって議案第 36 号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第 7 議案第 37 号 砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(説明、質疑、厚生文教常任委員会付託)

○議長（松崎浩司） 日程第 7、議案第 37 号、砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。田邊子育て支援課長。

○子育て支援課長（田邊敏之） それでは、ご説明をさせていただきます。議案第 37 号をお手元をお願いいたします。砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成 30 年 9 月 7 日提出、砥部町長佐川秀紀。まず、提案理由でございますが、議案書の 3 ページの中どころをご覧ください。本条例は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に則り制定をしており、当該基準が改正されたことに伴いまして、所要の規定を改正するため、提案するものでございます。根拠法令は、児童福祉法第 34 条の 16 第 2 項となります。この法律において、家庭的保育事業等の設備及び運営について、実施をする自治体において、条例で基準を定めなければならないとされております。条例を定めるにあたって、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に従い定めるものとし、そのほかにつきましても、基準省令を参酌するものとされております。本町におきましては、家庭的保育事業等の対象施設は、平成 27 年度の子ども子育て支援新制度施行以降から現在までは運営実績はございませんが、改正省令の公布に伴いまして、同基準を引用していた本条例を改正し、基準省令の運用に支障が生じないようにするものでございます。それでは、改正箇所をご説明いたします。議案第 37 号資料、砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表をご覧ください。まず 1 ページから続きます保育所等との連携を謳った第 7 条では、2 ページの第 1 項第 2 号の改正と、2 ページから 3 ページの 2 項 3 項の追加につきましても、代替保育に係る連携施設の確保義務の緩和

を図るものでございます。次に、食事の提供の特例を謳った3ページの中どころから下にかけて、第17条第2項第4号としまして、家庭的保育事業者等への食事の搬入を行う搬入施設に、町長が適当と認めるものを新たに加えるものでございます。また、4ページ・5ページの附則第2項の改正と、附則第3項の新たな追加につきましては、食事の提供において、家庭的保育事業者の調理員の配置及び調理設備の設置に係る経過措置が、5年から10年へと猶予が拡大されることを謳っているものでございます。以下、5ページの中どころ以降6ページにかけましては、従前の附則第3項から9項までを1項ずつ繰り下げ、第4項から第10項と改正し、項ずれを解消するものでございます。議案書3ページにお戻りください。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（松崎浩司） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。9番大平弘子君。

○9番（大平弘子） 年代が替わったのかもしれませんが、昔は3歳以上5人までという規定があったんですが、今もそのように人数は決まっておるのでしょうか。お聞きします。

○議長（松崎浩司） 田邊子育て支援課長。

○子育て支援課長（田邊敏之） ただいまの大平議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。詳しくは委員会のほうで説明する予定だったのですが、まずこの家庭的保育事業はなにかということでございます。子ども子育て支援新制度に伴いまして、3歳未満で保育が必要なお子さんを保育するために利用定員、小規模保育事業につきましては6人から19人、家庭的保育事業につきましては5人以下、また保育が必要な方で自宅に保育を行う居宅訪問型保育事業、それ以外にも事業所に保育施設がございます事業所内保育事業の4つの累計がございます。今回の改正につきましては、このなかで、小規模保育事業それと事業所内保育事業、家庭的保育事業の3種類についての改正でございます。以上でございます。

○議長（松崎浩司） ほかに質疑はありませんか。質疑を終わります。

お諮りします。議案第37号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松崎浩司） 異議なしと認めます。

よって議案第37号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第8 議案第38号 平成30年度砥部町一般会計補正予算(第5号)

日程第9 議案第39号 平成30年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

日程第10 議案第40号 平成30年度砥部町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)

日程第11 議案第41号 平成30年度砥部町浄化槽特別会計補正予算(第1号)

日程第12 議案第42号 平成30年度砥部町公共下水道事業会計補正予算(第1号)

(説明、質疑、所管常任委員会付託)

○議長（松崎浩司） 日程第8、議案第38号、平成30年度砥部町一般会計補正予算第5号から、日程第12、議案第42号、平成30年度砥部町公共下水道事業会計補正予算第1号までの5件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） それでは、私からは議案第38号の一般会計補正予算から、議案第41号の浄化槽特別会計補正予算までご説明をさせていただきます。まず一般会計、補正予算の1ページをお願いをいたします。議案第38号、平成30年度砥部町一般会計補正予算第5号、平成30年度砥部町の一般会計補正予算第5号は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算補正、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,016万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億7,628万8千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。第2条債務負担行為補正、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正による。平成30年9月7日提出、砥部町長佐川秀紀。まず歳出でございますが3ページをお願いをいたします。主なものにつきましてご説明をさせていただきます。全体を通しまして3,435万9千円の人件費につきまして減額補正を行っております。まず1款議会費でございますが、71万8千円追加し1億770万7千円といたしました。人件費の補正でございます。2款総務費でございますが、900万9千円追加し8億9,588万6千円といたしました。人件費を405万2千円減額しましたほか、1項総務管理費で庁舎の空調機の修繕工事521万円、カーブミラーの復旧工事費248万4千円の追加、2項町税費で過誤納還付金130万円の追加などがございます。戸籍住民基本台帳費の減額は人件費の補正でございます。3款民生費でございますが、3,573万3千円追加し40億2,257万1千円といたしました。人件費を2,471万4千円減額したほか、1項社会福祉費では総合福祉センターの建設に伴う備品購入費1,161万5千円の追加などを行いましたが、人件費の減額補正が上回ったために減額となっております。2項児童福祉費では宮内小学校放課後児童クラブの増設工事関連経費1,148万6千円の追加。私立の教育・保育施設に対する施設型給付費などの負担金3,170万8千円の追加などがございます。4款衛生費でございますが、587万5千円減額いたしまして6億8,716万7千円といたしました。人件費の補正でございます。6款農林水産業費でございますが、1,669万8千円追加し2億6,692万1千円といたしました。1項農業費で7月豪雨で被災いたしました農道など、地元が行う災害復旧工事に対する補助金1,110万円の追加など、2項林業費では観光協会が行います木製時計の製造費に対する交付金270万円の追加などがございます。7款商工費でございますが、521万6千円追加し2億2,238万4千円といたしました。人件費の補正でございます。8款土木費でございますが、6,830万9千円追加し6億5,812万2千円といたしました。2項道路橋りょう費で道路維持工事費4,650万円の追加、ペイローダーの購入費及び保管庫の建設費で1,338万1千円の追加、道路改良工事費で650万円の追加などがございます。9款消防費でございますが、115万円追加し5億213万8千円といたしました。7月豪雨で使用いたしました備蓄物資等の購入費106万4千円の追加などがございます。10款教育費でございますが、1,920万8千円追加いたしまして13億5,778万2千円といたしました。人件費を552万2千円減額したほか、2項小学校費で

全小学校に空調機を導入するための設計委託料 1,296 万円の追加、要・準要保護児童に対する就学援助費 250 万 2 千円の追加、3 項中学校費におきましても要・準要保護生徒に対する就学援助費 248 万 5 千円の追加でございます。4 項幼稚園費では人件費の追加でございます。5 項社会教育費では、井上正夫第 70 回如月忌の記念行事関連経費 38 万 8 千円などを追加したものの、人件費を減額したために減額となっております。6 項保健体育費では、マレーシアバドミントン事前合宿受入負担金 183 万 5 千円の追加、給食センターの防鳥ネット設置工事など、給食センター管理運営費 326 万 2 千円の追加などがございます。11 款災害復旧費でございますが 2 千万円を追加し 5,830 万円といたしました。7 月豪雨で破損いたしました舗装の復旧工事 2 千万円の追加でございます。歳出は以上でございます。続きまして歳入でございますが、2 ページをお願いいたします。地方交付税 8,456 万 5 千円、国庫支出金 2,274 万 8 千円、県支出金 743 万 5 千円、繰入金 234 万 4 千円、繰越金 5,307 万 4 千円でございます。続きまして 5 ページをお願いいたします。債務負担行為でございます。債務負担行為につきましては 2 件でございます。まず 1 つ目でございますが、32 年度から会計年度任用職員制度が導入されることに伴いまして、職員研修費や電子整備を行う必要があるため、会計年度任用職員制度導入支援業務委託料に対する債務負担といたしまして、31 年度に 237 万 6 千円を設定をいたします。2 つ目は排水ポンプ車購入費に対する債務負担といたしまして、31 年度に 5,407 万 4 千円を設定するものでございます。一般会計につきましては以上でございます。続きまして、介護保険事業特別会計につきましてご説明をさせていただきます。議案第 39 号をお手元をお願いいたします。議案第 39 号、平成 30 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第 1 号、平成 30 年度砥部町の介護保険事業特別会計補正予算第 1 号は、次に定めるところによる。第 1 条歳入歳出予算補正、保険事業勘定は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9,309 万 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 22 億 3,801 万 7 千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。平成 30 年 9 月 7 日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは予算書の 3 ページをお願いいたします。保険事業勘定の歳出でございますが、1 款総務費を 21 万円追加をいたしました。介護保険サービス事業者選定委員会の委員報酬でございます。2 款保険給付費でございますが、補正額はございませんが低所得者の第 1 号保険料の軽減分につきまして一般会計繰入金を 442 万 4 千円充て、同額の介護保険料を減額する財源組替を行いました。5 款積立金につきましては、介護保険事業運営基金積立金でございます。7 款償還金及び還付加算金でございますが、国庫負担金等の返還金でございます。2 ページをお願いいたします。歳入でございます。介護保険料を 442 万 4 千円減額し一般会計から繰入金を 463 万 4 千円増額をいたしました。また繰越金を 9,288 万 9 千円増額をいたしました。介護保険事業特別会計につきましては以上でございます。続きまして農業集落排水特別会計につきましてご説明をさせていただきます。予算書の 1 ページをお願いいたします。議案第 40 号でございます。議案第 40 号、平成 30 年度砥部町農業集落排水特別会計補正予算第 1 号、平成 30 年度砥部町の農業集落排水特別会計補正予算第 1 号は、次に定めるところによる。第 1 条歳入歳出予算補正、既定の歳入歳出予算の総額に歳入

歳出それぞれ 30 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,444 万 9 千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第 1 表歳入歳出予算補正による。平成 30 年 9 月 7 日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、3 ページをお願いいたします。第 1 款事業費でございますが 30 万円を追加いたしました。これにつきましては、修繕料の不足が見込まれるため 30 万円を追加補正したものでございます。2 ページをお願いいたします。歳入でございますが、4 款繰入金、他会計繰入金、これは一般会計繰入金でございますが 30 万円でございます。農業集落排水特別会計につきましては以上でございます。続きまして、浄化槽特別会計につきましてご説明をさせていただきます。議案第 41 号をお手元をお願いいたします。議案第 41 号、平成 30 年度砥部町浄化槽特別会計補正予算第 1 号、平成 30 年度砥部町の浄化槽特別会計補正予算第 1 号は、次に定めるところによる。第 1 条歳入歳出予算補正、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 978 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,272 万 1 千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。平成 30 年 9 月 7 日提出、砥部町長佐川秀紀。次に 3 ページをお願いいたします。歳出でございます。1 款浄化槽点検管理費を 978 万 8 千円追加いたしました。これは人件費の補正でございます。2 ページ歳入でございますが、5 款繰越金 978 万 8 千円でございます。浄化槽特別会計につきましては以上でございます。以上で、一般会計補正予算から浄化槽特別会計補正予算までの説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（松崎浩司） 西松上下水道課長。

○上下水道課長（西松伸一） 続きまして、議案第 42 号をお願いいたします。平成 30 年度砥部町公共下水道事業会計補正予算第 1 号についてご説明申し上げます。1 ページをお開きください。第 1 条、平成 30 年度砥部町公共下水道事業会計の補正予算第 1 号は、次に定めるところによる。第 2 条、平成 30 年度砥部町公共下水道事業会計予算第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおりに改める。4、主要な建設改良事業管渠整備を 4,128 万 8 千円減額し 4 億 3,719 万 2 千円とするものでございます。要因は、国庫補助金減額に伴う事業費の減額によるものです。次に第 3 条、予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。まず収入でございますが、1 款 2 項営業外収益を 234 万 5 千円減額し 2 億 1,790 万 5 千円とし、収入合計を 2 億 9,831 万 8 千円とするものでございます。要因は、前年度決算に伴う減価償却費の減少、これ繰越した分でございます。それによるものでございます。その財源となる、長期前受金戻入の減少及び建設改良費減額に伴う消費税等還付金の減額によるものです。次に支出でございますが、1 款 1 項営業費用を 236 万円減額し、2 億 7,285 万 1 千円に、2 項営業外費用を 215 万 7 千円減額し 583 万円とし、支出合計を合わせて 451 万 7 千円減額し 2 億 7,923 万 1 千円とするものでございます。要因は、営業費用では人事異動による人件費の増額と、前年度決算により本年度による構築物の減価償却費が減少したことによるものです。また、営業外費用では超過金利息の利率見直しによる減額によるものです。次に第 4 条、予算第 4 条本文括弧書中不足する額 1 億 2,270 万 8 千円を

不足する額 1 億 2,698 万 7 千円に、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2,100 万円と過年度分損益勘定留保資金 1 億 170 万 8 千円を、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,947 万円と過年度分損益勘定留保資金 1 億 751 万 7 千円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。まず、収入でございますが、1 款 1 項企業債を 2,350 万円減額し 2 億 3,700 万円に、3 項補助金を 2,064 万 4 千円減額し 1 億 5,984 万 6 千円とし、収入合計を合わせて 4,414 万 4 千円減額し 4 億 4,746 万 8 千円とするものでございます。要因は、事業費減額に伴う企業債の減額と国庫補助金の減額によるものです。次に支出でございますが、1 款 1 項建設改良費を 4,086 万 1 千円減額し 4 億 6,650 万 1 千円に、2 項企業債償還金を 99 万 6 千円増額し 1 億 795 万 4 千円とし、支出合計を差引 3,986 万 5 千円減額し 5 億 7,445 万 5 千円とするものです。要因は、国庫補助金減額に伴う事業費の減額と、職員の昇格に伴う人件費の増額によるものです。2 ページをお開きください。第 5 条、予算第 5 条に定めた起債の限度額を次のとおり改めるものでございます。限度額を 2,350 万円減額し 2 億 3,700 万円とするものでございます。次に第 6 条、予算第 8 条に定めた経費の額を次のとおり改めるものでございます。職員給与費を 79 万 4 千円増額し 5,387 万 2 千円とするものでございます。平成 30 年 9 月 7 日提出、砥部町長佐川秀紀。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松崎浩司） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（松崎浩司） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第 38 号から議案第 42 号までの 5 件については、所管の常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松崎浩司） 異議なしと認めます。

よって議案第 38 号から議案第 42 号までの 5 件については、所管の常任委員会に付託することに決定しました。各常任委員会に付託しました議案の審査報告については、9 月 14 日の本会議でお願いします。

~~~~~

- | | | |
|--------|----------|---------------------------------|
| 日程第 13 | 議案第 43 号 | 平成 29 年度砥部町水道事業会計剰余金の処分について |
| 日程第 14 | 認定第 1 号 | 平成 29 年度砥部町一般会計決算認定について |
| 日程第 15 | 認定第 2 号 | 平成 29 年度砥部町国民健康保険事業特別会計決算認定について |
| 日程第 16 | 認定第 3 号 | 平成 29 年度砥部町後期高齢者医療特別会計決算認定について |
| 日程第 17 | 認定第 4 号 | 平成 29 年度砥部町介護保険事業特別会計決算認定について |
| 日程第 18 | 認定第 5 号 | 平成 29 年度砥部町とべの館特別会計決算認定について |
| 日程第 19 | 認定第 6 号 | 平成 29 年度砥部町とべ温泉特別会計決算認定について |
| 日程第 20 | 認定第 7 号 | 平成 29 年度砥部町農業集落排水特別会計決算認定について |
| 日程第 21 | 認定第 8 号 | 平成 29 年度砥部町浄化槽特別会計決算認定について |

日程第 22 認定第 9 号 平成 29 年度砥部町公共下水道事業会計決算認定について

日程第 23 認定第 10 号 平成 29 年度砥部町水道事業会計決算認定について

(説明・質疑・決算特別委員会付託)

○議長(松崎浩司) 日程第 13、議案第 43 号、平成 29 年度砥部町水道事業会計剰余金の処分について及び、日程第 14、認定第 1 号、平成 29 年度砥部町一般会計決算認定についてから日程第 23、認定第 10 号、平成 29 年度砥部町水道事業会計決算認定についてまでの 10 件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。西松上下水道課長。

○上下水道課長(西松伸一) それでは、私のほうからは議案第 43 号についてご説明させていただきます。議案第 43 号をご用意お願いいたします。議案第 43 号、平成 29 年度砥部町水道事業会計剰余金の処分について、平成 29 年度砥部町水道事業会計で生じた利益剰余金を次のとおり処分することについて、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めます。平成 30 年 9 月 7 日提出、砥部町長佐川秀紀。水道事業会計の決算につきましては、このあと会計管理者より説明があり、また本年度も決算特別委員会を開催していただくとうかがっております。そこで詳細には説明させていただきますが、まず始めにお手元の平成 29 年度砥部町公営企業会計決算書をお願いしたらと思います。表紙が水色の表紙のものでございます。この決算書の 31 ページをお願いいたします。この 31 ページの下の表が、平成 29 年度砥部町水道事業剰余金処分計算書案でございます。この内容を議案書に掲載しているものでございます。それでは、議案書のほうにお戻りいただいたらと思います。1 としまして当年度未処分利益剰余金 1 億 7,081 万 4,387 円のうち、2 の利益剰余金処分量 5,803 万 1,160 円を自己資本金として処分するものでございます。3 の翌年度繰越利益剰余金は 1 億 1,278 万 3,227 円となります。提案理由でございますが、平成 29 年度未処分利益剰余金の一部を自己資本に組み入れたいため、提案するものでございます。これ補足ですが、これは第 8 次拡張事業で建設改良積立金として資本的収支の不足部分を補てんし、平成 29 年度の資産形成に使用しておりましたが、事業が完了しましたので、この 5,803 万 1,160 円を資本金に組み入れるために処分するものでございます。以上で、議案第 43 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(松崎浩司) 門田会計管理者。

○会計管理者(門田巧) それでは、私から、認定第 1 号から認定第 10 号までの平成 29 年度一般会計、特別会計並びに企業会計の決算認定についてご説明いたします。地方自治法第 233 条第 3 項及び、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。決算認定につきましては、本年も決算特別委員会を設置してご審議いただけたとうかがっておりますので、先に配布させていただいております議案概要での説明とさせていただきます。それでは、議案概要の 4 ページをご覧ください。認定第 1 号、平成 29 年度砥部町一般会計決算認定についてご説明いたします。歳入 96 億 8,117 万 3 千円、歳出 90 億 3,868 万 7 千円、差引額が 6 億 4,248 万 6 千円となっております。繰越明許費繰越額は 11 件の事業の繰越で 6,163 万 2 千円、事故繰越し繰越額は 1 件の事業の繰越で 324 万円となっており、実質収支額は 5 億 7,761 万 4 千円となっております。なお、実質

収支額のうち地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入額は 1 億円でございます。続きまして、認定第 2 号、平成 29 年度砥部町国民健康保険事業特別会計決算認定についてご説明いたします。まず事業勘定でございますが、歳入 30 億 7,885 万円、歳出 27 億 212 万 9 千円、差引、実質収支とも 3 億 7,672 万 1 千円となっております。次に、直営診療施設勘定でございますが、歳入 6,775 万 3 千円、歳出 6,766 万 1 千円、差引、実質収支とも 9 万 2 千円となっております。続きまして、認定第 3 号、平成 29 年度砥部町後期高齢者医療特別会計決算認定についてご説明いたします。歳入 2 億 5,993 万 5 千円、歳出 2 億 5,307 万円、差引、実質収支とも 686 万 5 千円となっております。続きまして、認定第 4 号、平成 29 年度砥部町介護保険事業特別会計決算認定についてご説明いたします。まず保険事業勘定でございますが、歳入 21 億 587 万 2 千円、歳出 20 億 1,298 万 4 千円、差引、実質収支とも 9,288 万 8 千円となっております。次に、介護サービス事業勘定でございますが、歳入 4,260 万 3 千円、歳出 4,260 万 3 千円、差引、実質収支とも 0 円となっております。続きまして、認定第 5 号、平成 29 年度砥部町とべの館特別会計決算認定についてご説明いたします。歳入 4,404 万 8 千円、歳出 2,938 万 6 千円、差引、実質収支とも 1,466 万 2 千円となっております。続きまして、認定第 6 号、平成 29 年度砥部町とべ温泉特別会計決算認定についてご説明いたします。歳入 5,544 万 5 千円、歳出 4,720 万 1 千円、差引、実質収支とも 824 万 4 千円となっております。5 ページをご覧ください。続きまして、認定第 7 号、平成 29 年度砥部町農業集落排水特別会計決算認定についてご説明いたします。歳入 2,707 万 6 千円、歳出 2,707 万 4 千円、差引、実質収支とも 2 千円となっております。続きまして、認定第 8 号、平成 29 年度砥部町浄化槽特別会計決算認定についてご説明いたします。歳入 9,718 万 9 千円、歳出 6,952 万 8 千円、差引、実質収支とも 2,766 万 1 千円となっております。続きまして、認定第 9 号、平成 29 年度砥部町公共下水道事業会計決算認定についてご説明いたします。収益的収入 2 億 9,579 万 3 千円、収益的支出 2 億 8,059 万 2 千円、資本的収入 4 億 6,213 万 9 千円、資本的支出 5 億 2,435 万 7 千円となっております。続きまして、認定第 10 号、平成 29 年度砥部町水道事業会計決算認定についてご説明いたします。収益的収入 3 億 4,236 万 7 千円、収益的支出 2 億 8,190 万 8 千円、資本的収入 4 億 8,941 万 7 千円、資本的支出 5 億 9,623 万 6 千円となっております。以上で、平成 29 年度各会計の決算認定の説明を終わります。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松崎浩司） ここで、監査委員決算審査の報告を影浦代表監査委員が行います。影浦代表監査委員。

○代表監査委員（影浦浩二） 決算審査のご報告を申し上げます。町長から審査に付されました平成 29 年度の砥部町一般会計、各特別会計、公共下水道事業会計及び水道事業会計の決算並びに定額資金運用基金の運用状況について、中島監査委員とともに、去る 7 月 30 日、31 日及び 8 月 1 日の 3 日間、審査を実施いたしました。審査にあたっては、各担当課・事務局より予算執行の状況や事務事業の実績等の説明を求め、歳入歳出決算書と各関係帳簿や証拠書類の照合・確認などを行いました。審査の結果、各会計の決算は、いずれの諸表も適正に表示され、計数的にも正確であり、予算の執行、財産の管理につきましても、概ね適正にな

されているものと見受けられました。まず、一般会計については、計画的・効率的な行財政運営に努められ、良好な状況であったと見受けられました。主要財源である町税収入は、給与所得の増加により個人町民税は増加しているものの、企業収益の減少により法人町民税が対前年比で24%減少しており、全体で2,800万円余り減少しております。徴収率については、県内順位上位を維持しており、担当職員の不断の努力の賜物と評価するところであります。今後とも、公正な課税と徴収に努めていただきたいと思います。各施設・各設備等の適正な維持管理については、適正な配慮がなされておりますが、施設の指定管理委託料や電算システムの維持管理に係る経費について、その妥当性を様々な観点から継続的に検討されることを望みます。特に、電算システムの情報維持管理については、近年、多額の経費を要しております。かねてより、費用対効果の検討、各市町と連携した共同システムの開発が重要であると提案さしあげてまいりましたが、29年度より、県も参画する自治体クラウド・ワーキンググループが設置され検討を始められたとのことであります。各市町、それぞれ提案内容が異なり、解決すべき課題が多数ありますが、引き続き共同システムの利用実現に努めていただきたいと思います。次に、特別会計については、各会計とも実質収支において黒字を確保しているものの、厳しい運営状況が伺えます。今後とも、それぞれの部署で、チェック体制が十分に機能するよう配慮され、適正な制度運営に努められることを期待いたします。次に、公共下水道事業会計については、適正な入札執行などにより経費の節減に努められており、概ね良好な経営状況であると見受けられました。今後も、多額の経費の投入が見込まれますので、さらに徹底した経費の削減とともに、接続率の向上に不断の努力が払われることを期待いたします。また、水道事業会計については、堅実な運営に努められ、良好な状況であったと見受けられます。29年度で第8次拡張事業が終了し、安定した水源の確保と、より安心安全な飲料水の供給ができるようになりましたが、今後とも、老朽化施設の改修など適正な事業の推進に努めていただきたいと思います。最後に、定額資金運用基金の運用状況について、対象は砥部町奨学基金であります。設置の目的に従って適正に運用されているものと見受けられました。引き続き、適正な運用に努めていただきたいと思います。本町におきましては、今後とも、あらゆる分野において、必要性和妥当性を常に意識され、有効かつ効率的な執行に努められますとともに、目的を持った資金の確保に努められ、中長期財政計画に則った適正な財政運営の推進を図り、住民福祉がより一層増進されることを期待いたします。その他、詳細につきましては、審査意見書によりご了承をいただきたいと思います。これで、決算審査の報告を終わります。

○議長（松崎浩司） 説明と報告が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第43号及び認定第1号から認定第10号までの決算認定10件については、監査委員を除く15人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 異議なしと認めます。

よって、議案第 43 号及び認定第 1 号から認定第 10 号までの決算認定 10 件については、15 人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。ただいま設置しました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 8 条第 4 項の規定により、お手元に配布の名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松崎浩司） 異議なしと認めます。

よって決算特別委員会の委員は、お手元に配布の名簿のとおり選任することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。休憩時間を利用して決算特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行ってください。

午前 11 時 26 分 休憩

午前 11 時 27 分 再開

○議長（松崎浩司） 再開します。

決算特別委員会正副委員長の互選結果が議長の手元にまいりましたので報告します。決算特別委員会委員長に森永茂男君が、副委員長に柿本正君が互選されました。ご協力のほどよろしくお願いします。決算特別委員会に付託しました議案の審査報告については、12 月定例会本会議でお願いします。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。本日はこれで散会します。

午後 11 時 28 分 散会

平成 30 年第 3 回砥部町議会定例会（第 3 日） 会議録

招集年月日	平成 30 年 9 月 14 日		
招集場所	砥部町議会議事堂		
開 会	平成 30 年 9 月 14 日 午前 9 時 30 分 議長宣告		
出席議員	1 番 柿本 正 4 番 東 勝一 7 番 森永茂男 10 番 西岡利昌 13 番 井上洋一 16 番 三谷喜好	2 番 佐々木公博 5 番 菊池伸二 8 番 松崎浩司 11 番 政岡洋三郎 14 番 中島博志	3 番 原田公夫 6 番 佐々木隆雄 9 番 大平弘子 12 番 山口元之 15 番 平岡文男
欠席議員	なし		
地方自治法 第 121 条第 1 項の規定に より説明の ため会議に 出席した者 の職氏名	町 長 佐川秀紀 教育長 武智省三 企画財政課長 大江章吾 戸籍税務課長 富岡 修 介護福祉課長 門田伸介 建設課長 白形敏明 生活環境課長 田中克典 会計管理者 門田 巧 学校教育課長 門田敬三	副町長 上田文雄 総務課長 相原清志 地域振興課長 岡田洋志 保険健康課長 松下寛志 子育て支援課長 田邊敏之 農林課長 大内 均 上下水道課長 西松伸一 広田支所長 高橋 桂 社会教育課長 町田忠彦	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 前田正則 庶務係長 楠 耕一		
傍 聴 者	1 人		

平成 30 年第 3 回砥部町議会定例会議事日程 第 3 日

・開 議

- 日程第 1 議案第 36 号 砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について
- 日程第 2 議案第 37 号 砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第 38 号 平成 30 年度砥部町一般会計補正予算(第 5 号)
- 日程第 4 議案第 39 号 平成 30 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 5 議案第 40 号 平成 30 年度砥部町農業集落排水特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 6 議案第 41 号 平成 30 年度砥部町浄化槽特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 7 議案第 42 号 平成 30 年度砥部町公共下水道事業会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 8 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 9 議員派遣
- 追加日程第 1 議案第 44 号 財産の取得について

・閉 会

平成 30 年第 3 回砥部町議会定例会

平成 30 年 9 月 14 日（金）

午前 9 時 30 分開議

○議長（松崎浩司） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第 1 議案第 36 号 砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について

（厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（松崎浩司） 日程第 1、議案第 36 号、砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。面岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（面岡利昌） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第 36 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 36 号、砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正については、地域密着型サービス等の介護サービス基盤整備における介護保険サービス事業者の選定について、必要な事項を審議するため、砥部町介護保険サービス事業者選定委員会を砥部町執行機関の附属機関として規定するため改正を行うもので、別表に、当該委員会を追加し、構成員の定限数は 10 人としています。附則において、砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、別表に、当該委員を追加し、委員の報酬の額は日額 7 千円としています。また、この条例は、公布の日から施行するとしています。この、改正内容は適正と認められ、よって、議案第 36 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（松崎浩司） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（松崎浩司） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 36 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 2 議案第 37 号 砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

（厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（松崎浩司） 日程第2、議案第37号、砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。面岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（面岡利昌） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第37号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第37号、砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、厚生労働省令の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うもので、改正の主な内容は、3歳未満児の保育を提供している家庭的保育事業者等において、これまで代替保育を提供する連携施設は、保育所、幼稚園、認定こども園に限定されていましたが、これらの施設の確保が困難な場合、一定の要件を満たせば、他の家庭的保育事業者等からの代替保育の提供も認められるよう連携施設の確保義務が緩和されています。また、これまでの家庭的保育事業者への食事の外部搬入は限定されていましたが、教育、保育施設に調理業務の委託実績がある給食業者からの搬入が認められるよう、食事の提供についても緩和されています。さらに、調理員の配置と調理設備の設置に係る経過措置の特例について規定しています。その他、項ずれによる所要の改正を行っています。附則において、この条例は、公布の日から施行するとしています。この改正内容は適正と認められ、よって、議案第37号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（松崎浩司） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（松崎浩司） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第37号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第3 議案第38号 平成30年度砥部町一般会計補正予算(第5号)

日程第4 議案第39号 平成30年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

日程第5 議案第40号 平成30年度砥部町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)

日程第6 議案第41号 平成30年度砥部町浄化槽特別会計補正予算(第1号)

日程第7 議案第42号 平成30年度砥部町公共下水道事業会計補正予算(第1号)

(所管常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（松崎浩司） 日程第3、議案第38号、平成30年度砥部町一般会計補正予算第5号から日程第7、議案第42号、平成30年度砥部町公共下水道事業会計補正予算第1号までの5件を一括議題とします。委員長の報告を求めます。平岡総務常任委員長。

○総務常任委員長（平岡文男） 総務常任委員会の審査報告を申し上げます。総務常任委員会に付託されました補正予算について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第38号、平成30年度砥部町一般会計補正予算第5号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、総務費、総務管理費関係では、庁舎の空調機を改修するため、補修工事費を521万円追加、山並公園の樹木を伐採するため、支障木撤去工事費を101万3千円を追加しております。また、マイナンバーカードに旧姓を併記するなどの、システム改修委託料を321万9千円追加しております。この財源として、国庫支出金を全額充てております。さらに、カーブミラーの撤去、復旧を行うため、建設工事費を248万4千円追加しております。消防費では、平成30年7月豪雨等の災害時に使用した、土のう及び備蓄食料の補充を行うとともに、調理不要で食べられるご飯を追加購入するため、関係経費を106万4千円追加しております。その他、人件費の補正がなされております。次に、歳入につきましては、地方交付税を8,456万5千円増額、国庫支出金を2,274万8千円増額、県支出金を743万5千円増額、繰入金を234万4千円増額、繰越金を5,307万4千円増額しております。次に、債務負担行為補正については、臨時職員等の雇用について法改正が行われ、平成32年度から導入されます会計年度任用職員制度の運用に必要となります事前の職員研修や、関係例規等の整備に係る支援業務の委託料に対する債務負担として、期間は平成31年度で、限度額は237万6千円、また、災害時等の対応の排水ポンプ車の購入費に対する債務負担として、期間は平成31年度で、限度額は5,407万4千円の2件の設定を行っております。以上、補正内容は適正と認められ、よって、議案第38号は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。以上です。

○議長（松崎浩司） 面岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（面岡利昌） 厚生文教常任委員会審査報告書。厚生文教常任委員会に付託されました補正予算2件について、審査の結果をご報告申し上げます。はじめに、議案第38号、平成30年度砥部町一般会計補正予算第5号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、民生費、社会福祉費関係では、介護保険の低所得者の第1号保険料軽減額などに充てるため、介護保険事業特別会計への繰出金を463万4千円追加しています。この財源として、国、県支出金を331万6千円充てています。仮称の総合福祉センターの建設に係る関係経費を1,161万5千円追加しています。この財源として、福祉基金繰入金を234万4千円充てています。児童福祉費関係では、宮内小放課後児童クラブの施設増設に係る関係経費を1,148万6千円追加しています。この財源として、国、県支出金を112万6千円充てています。私立教育・保育施設の利用者数及び保育費用単価の増加等により、給付費負担金を3,170万8千円追加しています。この財源として、国、県支出金を2,165万2千円充てています。教育費、小学校費関係では、各小学校に空調設備を導入するため、整備工事設計委託料を1,296万円追加、要・準要保護児童数の増加及び新たに入学前児童に学用品費を支給するた

め、要・準要保護児童就学援助費を250万2千円追加しています。中学校費関係でも、同様に、要・準要保護生徒就学援助費を240万5千円追加しています。社会教育費関係では、井上正夫第70回如月忌の記念行事開催に係る関係経費を38万8千円追加しています。保健体育費関係では、マレーシアバドミントンチームの事前合宿受け入れに係る負担金を183万5千円追加、陶街道ゆとり公園の屋外トイレの照明をセンサー式に取り換えるため、補修工事費を67万円追加、給食センターの衛生管理の徹底と施設の適正な管理を行うため、関係経費を326万2千円追加しています。以上のほか、人件費の補正がなされています。次に、議案第39号、平成30年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第1号は、保険事業勘定のみで、歳入歳出それぞれ、9,309万9千円追加し、累計は22億3,801万7千円となっています。歳出の主なものは、介護保険事業運営基金に積み立てるため積立金を3,128万1千円追加しています。また、平成29年度過払いとなった国庫負担金等の返還金を6,160万8千円追加しています。居宅介護サービス給付費では、一般会計からの繰入金で442万4千円充当する財源の組み替えを行っています。歳入では、介護保険料を442万4千円減額、繰入金を463万4千円増額、繰越金を9,288万9千円増額しています。以上、いずれも補正内容は適正と認められ、よって、議案第38号及び第39号の2議案については、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（松崎浩司） 山口産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（山口元之） 産業建設常任委員会に付託されました、補正予算4件について、審査の結果をご報告申し上げます。はじめに、議案第38号、平成30年度砥部町一般会計補正予算第5号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、農林水産業費、農業費関係では、認定農業者が行うトラクター等の農業機械導入を支援するため、補助金を204万9千円追加しています。この財源として、県支出金を81万6千円充てています。また、平成30年7月豪雨により被災した農業土木施設の災害復旧工事を補助するため、町単独土地改良事業補助金を1,110万円追加しています。林業費関係では、町産材の利用を促進するため、砥部町観光協会が行う木製腕時計200個の製造経費に対する交付金を270万円追加しています。土木費、道路橋りょう費関係では、町道の補修工事費を4,650万円追加、平成30年7月豪雨で被災した、町保有のペイローダー整備にかかる関係経費を1,338万1千円追加、町道千足大南北川毛線を改良するため、道路新設改良費を650万円追加しています。都市計画費関係では、平成30年7月豪雨で被災した、衝上断層公園内にある橋の補修工事費を150万円追加しています。災害復旧費、公共土木施設災害復旧費関係では、平成30年7月豪雨により被災した町道の舗装復旧を行うため、建設工事費を2,000万円追加しています。以上のほか、人件費の補正がなされています。次に、議案第40号、平成30年度砥部町農業集落排水特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ30万円追加し、累計は3,444万9千円となっています。補正の内容は、平成30年7月豪雨による被災により、農業集落排水施設の修繕料の不足が見込まれるため、修繕料を30万円追加しています。全額、一般会計からの繰入金を充てています。次に、議案第41号、平成30年度砥部町浄化槽特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ、978万8千円追加し、累計は8,272万1千円となっています。人事異動に伴

う人件費のみの補正で、全額、保守点検事業繰越金で賄っています。次に、議案第 42 号、平成 30 年度砥部町公共下水道事業会計補正予算第 1 号は、主要な建設改良事業の予定量を 4,128 万 8 千円減額し 4 億 3,719 万 2 千円に改めています。収益的収入及び支出の、収入では、消費税及び地方消費税の還付金の減額等により、予定額を 234 万 5 千円減額し、2 億 9,831 万 8 千円としています。支出では、構築物の取得資産の減少による、有形固定資産の減価償却費の減少及び利率見直しによる企業債利息の減額等により予定額を 451 万 7 千円減額し、2 億 7,923 万 1 千円としています。資本的収入及び支出の、収入では、企業債及び国庫補助金の減額により予定額を 4,414 万 4 千円減額し、4 億 4,746 万 8 千円としています。支出では、人件費及び企業債の償還元金は増額したものの、国庫補助金の減額に伴う事業縮小により、工事請負費を減額したため、予定額を 3,986 万 5 千円減額し、5 億 7,445 万 5 千円としています。また、起債の限度額においては、2,350 万円減額し、2 億 3,700 万円に改めています。さらに、職員給与費においては、79 万 4 千円増額し、5,387 万 2 千円としています。以上、いずれも補正内容は適正と認められ、よって、議案第 38 号、第 40 号、第 41 号及び第 42 号の 4 議案については、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（松崎浩司） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。14 番中島博志君。

○14 番（中島博志） 先ほどの、厚生文教の委員長の報告のなかで、教育費について、中学校、教育振興費のなかで扶助費 248 万 5 千円を 240 万 5 千円と報告されましたが、その数字の内訳が違ふところがあるんですけど、その辺はどう解釈したらいいか。

○議長（松崎浩司） 暫時休憩いたします。この場で待機してください。

午前 9 時 55 分 休憩

午前 9 時 56 分 再開

○議長（松崎浩司） 再開します。面岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（面岡利昌） 大変失礼をいたしまして申し訳ありません。中学校関係費は扶助費 248 万 5 千円追加しますでございます。大変失礼いたしました。

○議長（松崎浩司） ほかに質疑はありませんか。質疑を終わります。

討論及び採決は 1 件ごとに行います。

議案第 38 号、平成 30 年度砥部町一般会計補正予算第 5 号について、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（松崎浩司） 討論なしと認めます。

議案第 38 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]



○議長（松崎浩司） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 38 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 39 号、平成 30 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第 1 号について、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（松崎浩司） 討論なしと認めます。

議案第 39 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（松崎浩司） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 39 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 40 号、平成 30 年度砥部町農業集落排水特別会計補正予算第 1 号について、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（松崎浩司） 討論なしと認めます。

議案第 40 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（松崎浩司） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 40 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 41 号、平成 30 年度砥部町浄化槽特別会計補正予算第 1 号について、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（松崎浩司） 討論なしと認めます。

議案第 41 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（松崎浩司） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 41 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 42 号、平成 30 年度砥部町公共下水道事業会計補正予算第 1 号について、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（松崎浩司） 討論なしと認めます。

議案第 42 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（松崎浩司） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 42 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩します。休憩時間を利用して、全員協議会を開催したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

午前 10 時 1 分 休憩

午前 10 時 32 分 再開

~~~~~

日程第 8 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

(説明、質疑、討論、採決)

○議長(松崎浩司) 再開します。日程第 8、諮問第 3 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。提出者の説明を求めます。佐川町長。

○町長(佐川秀紀) 諮問第 3 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、次の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。平成 30 年 9 月 14 日提出、砥部町長佐川秀紀。住所、伊予郡砥部町玉谷 556 番地、氏名、日浦昭二、生年月日、昭和 28 年 10 月 16 日。提案理由、佐々木茂治郎委員は、平成 30 年 12 月 31 日をもって任期が満了するので、その後任の委員を推薦するため提案するものでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(松崎浩司) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(松崎浩司) 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」の声あり]

○議長(松崎浩司) 討論なしと認めます。

採決を行います。本件は、適任であると答申することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長(松崎浩司) 全員起立です。ご着席ください。

よって諮問第 3 号は、適任であると答申することに決定しました。

~~~~~

#### 日程第 9 議員派遣

○議長(松崎浩司) 日程第 9、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。10 月 18 日に高知県で開催される第 59 回四国地区町村議会議長会研修会に全議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(松崎浩司) 異議なしと認めます。

お諮りします。団体からの要請等による議会とまちづくりを語る会の派遣期間、派遣場所、

派遣議員等については、議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松崎浩司） 異議なしと認めます。

よって議員派遣については、ただいま申し上げましたとおり決定いたしました。

お諮りします。ただいま佐川町長から、議案第44号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松崎浩司） 異議なしと認めます。

よって議案第44号を日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに決定しました。

~~~~~  
追加日程第1 議案第44号 財産の取得について
(説明、質疑、討論、採決)

○議長（松崎浩司） 追加日程第1、議案第44号、財産の取得についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。相原総務課長。

○総務課長（相原清志） 議案第44号をご覧ください。財産の取得について、次の財産を取得するため、砥部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。平成30年9月14日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、消防団第6分団に配備しております既存車両の老朽化による更新を行うため、提案するものでございます。財産の取得の内容でございますが、1、財産の種類、動産、2、取得の方法、指名競争入札、3、取得する財産、品名が消防ポンプ自動車、数量が1台、仕様につきましては議案第44号資料の1ページをご覧ください。消防ポンプ自動車の仕様概要でございます。1、基本車両でございますが、(1)車体の形状が3トン級以上の4ドアダブルキャブオーバー型、(2)エンジンはディーゼル、(3)トランスミッションはオートマチック、(4)駆動は4輪駆動、(5)定員は10名、(6)車両総重量は5トン未満としております。2、艀装の内容につきましてはご覧のとおりでございます。3、その他でございますが、納車期限は平成31年3月11日としております。議案書にお戻りください。4、取得金額2,268万円、5、取得の相手方、松山市余戸中6丁目9番52号、小川ポンプ工業株式会社愛媛支社、支社長、眞部治夫。なお、平成30年9月3日に指名競争入札を行い、9月4日に受注者と物品製造仮契約書を締結をいたしております。仮契約書と入札結果につきましては、議案第44号資料の2ページ、3ページのとおりでございます。以上で説明を終わります。ご審議いただき、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（松崎浩司） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（松崎浩司） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（松崎浩司） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（松崎浩司） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第44号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。各委員長より、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については議会運営委員会に、常任委員会の所管事務等の調査事項については所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については特別委員会に、それぞれ付託し、閉会中の継続調査とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松崎浩司） 異議なしと認めます。

よって各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程は、すべて終了しました。会議を閉じます。町長、挨拶をお願いいたします。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。議員の皆様にはご多忙の中、9月6日から本日までの9日間にわたり、連日、終始熱心にご審議を賜り、継続審議となりました決算認定と剰余金の処分を除き、議案をご議決くださいましたことに対しまして心から御礼を申し上げます。これから、平成31年度予算の編成時期を迎えますが、引き続き健全財政を堅持するため、鋭意努力してまいりますので、議員の皆様の一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。朝夕涼しくなり、寒暖の差が激しい季節となってまいりました。議員の皆様には、くれぐれも健康にはご留意いただき、町政の進展、地域の発展に、より一層のご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松崎浩司） 以上をもって、平成30年第3回砥部町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時42分

地方自治法第 123 条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長

議員

議員

資 料

平成30年9月7日

決算特別委員会 委員名簿

役 職	氏 名
委 員 長	森 永 茂 男
副 委 員 長	柿 本 正
委 員	佐々木 公 博
委 員	原 田 公 夫
委 員	東 勝 一
委 員	菊 池 伸 二
委 員	佐々木 隆 雄
委 員	松 崎 浩 司
委 員	大 平 弘 子
委 員	面 岡 利 昌
委 員	政 岡 洋三郎
委 員	山 口 元 之
委 員	井 上 洋 一
委 員	平 岡 文 男
委 員	三 谷 喜 好